

第22回 ESR I - 経済政策フォーラム

「晩婚化・非婚化：人生80年時代の男と女と結婚」

平成17年6月20日

経済社会総合研究所

第22回 ESR I - 経済政策フォーラム
「晩婚化・非婚化：人生80年時代の男と女と結婚」
議事録

経済社会総合研究所

第22回 ESR I - 経済政策フォーラム
「晩婚化・非婚化：人生80年時代の男と女と結婚」議事次第

日時： 平成17年6月20日(月) 10:30 - 13:00

会場： 六本木アカデミーヒルズ40 キャラントC3・C4

1. 開 会

2. 基調報告：

岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所主任研究官

3. パネルディスカッション

(パネリスト)

樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授

佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授

吉岡 睦子 弁護士

日本弁護士連合会 両性の平等に関する委員会元委員長

山田 昌弘 東京学芸大学教育学部教授

岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所主任研究官

(モデレータ)

林 伴子 内閣府経済社会総合研究所主任研究官

4. 会場との質疑応答

本議事録は、フォーラム事務局の責任において作成したものであり、ありうべき誤りはフォーラム出席者に属するものではない。

司会 本日はお忙しい中、多数お集まりいただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまから第22回 E S R I - 経済政策フォーラム「晩婚化・非婚化：人生80年時代の男と女と結婚」を開催させていただきます。

早速ではございますけれども、本日モデレータを務めます当研究所の林伴子主任研究官に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

林 内閣府の林でございます。よろしくお願いいたします。座って失礼します。

最初に、今回のテーマの趣旨について簡単にご説明させていただきたいと思います。

我が国の出生率はここ30年低下の一途をたどっておりまして、先日公表されました昨年の合計特殊出生率は1.29と一昨年に引き続き先進国の中でも低い水準にございます。このような我が国の少子化の要因にはいろいろなことがございますが、大きな要因の一つが晩婚化・非婚化であります。

小泉総理大臣も、先月の経済財政諮問会議の場で少子化が議論されましたときに、晩婚化も重要な要因ではないかと発言されています。もちろん結婚というのは個人の選択の問題でございます。ただ、仮に本当は結婚したいのに結婚できないという人がいるのだとすれば、結婚しやすい環境づくりのために、何かやるべきことがもしかしたらあるのかもしれない。

そこで、今回のフォーラムでは、これまで少なくとも政府の中ではあまり議論されてきませんでした晩婚化・非婚化の問題につきまして、正面から取り上げて、専門家の先生方に客観的なデータや実証分析に基づくご議論をしていただくというのが今回の趣旨でございます。

もちろん、結婚、あるいは広く家族の形成のあり方というものは、少子化だけではなくて社会の根本にかかわる非常に大きな問題でございますが、今回は、特に、晩婚化の要因は何か、結婚を心から望む人が結婚しやすい環境をつくるために、政策的な対応を行う余地がそもそもあるのか、ないのか、あるとすれば何かといった論点を中心にご議論いただきたいと思いますというふうに考えております。

なお、私ども内閣府では、少子化対策の政府全体の取りまとめを担当しておりまして、このため私どもの研究所でも諸外国の子育て支援などの政策や家庭生活の実情についていろいろと調査をしております。お手元に配布いたしましたイントロダクションという資料はその研究の中でも結婚関係のものの抜粋でございます。

特に日本よりも出生率の高いフランスやスウェーデンに注目をいたしますと、実は女性の初婚年齢が日本よりも高くて晩婚化が進んでいるという一見矛盾した現象が見られます。他方、第1子の出産年齢は日本と同じくらいでございますが、しかも初婚年齢よりも低い、つまりフ

ランスやスウェーデンでは、平均的に見ますと、まず先に子どもを産んで、それから結婚しているというわけでございます。

どうしてこういうことが起こるのかということで、実際に現地でアンケート調査をしてみました結果が次のページでございます。スウェーデンの35歳から44歳のカップルのうち、法律婚をしているという人が64%、現地の言葉でサムボと言いますが、同棲のカップルが約36%でした。しかも法律婚をしている人のうち、サムボ、同棲を経て結婚したという人が9割にものぼっておりまして、それもかなり長い年月にわたって同棲をしてから結婚をしています。同棲から法律婚に移行した理由を聞きますと、妊娠という答えは少なく、愛情が確認できたからという回答が最も多かったです。このような人々にとっては、恐らく同棲が法律婚前の一種の試行期間として機能しているのではないかと考えられます。フランスにつきましても同様でございまして、法律婚カップルのうち8割弱は同棲を経て結婚していました。

こうした国々では、同棲の期間中に生まれる子供も多くて、その結果、スウェーデンでは全出生に占める婚外子の割合が56%、フランスも44%となっております。こういったことの背景には、人々の意識ですとか考え方の違いに加えて、法制面でも例えば子供の法的地位は嫡出子と同様の取り扱いであるとか、スウェーデンではサムボ法という法律で同棲カップルを制度として保護しているというようなこともあるかと思えます。このように、これらの国々では晩婚化しているといっても、それは法律婚が遅いだけということで、実際には若い男女が早くから一緒に暮らし、子供ももうけて家庭生活を営んでいるということでもあります。

もちろん内閣府として、これから日本でも同棲を奨励しようとか、そういうことを考えているわけでは全くございません。ただ、晩婚化と一言言っても国によって状況が違うということございまして、日本についてはほかの国と比較しますと同棲が一般的でないので、晩婚化が即、男女が安定的なカップル関係を築いて、一緒に暮らし始めるタイミングが遅くなっているということに直結している。いわば晩同棲化といえますか、晩棲化といえますか、あるいは晩カップル形成化という状況になっているんだと思えます。こうしたことも踏まえながら、日本の晩婚化について本日ご議論いただければと思っております。

それでは、基調報告をお願いする岩澤主任研究官をご紹介します。

岩澤先生は国立社会保障・人口問題研究所で人口問題を研究されておられまして、特に結婚の問題のご専門家です。

それでは、岩澤先生、お願いいたします。

岩澤 国立社会保障・人口問題研究所の岩澤と申します。

この私の後にもパネリストの先生から具体的なお話が続くということなので、私の方からは、国立社会保障・人口問題研究所でやっております全国調査の結果を中心に、今日の未婚化というものがどういうふうに進んできたのかというものを見ていきたいと思います。

「結婚は論じるものではなくて、してみるものだ」と人に言われたことがあるんですけども、それは別として、こういう内閣府のシンポジウムで結婚というものが取り上げられるというのは、それなりに意味があると思います。ここで3つ挙げていますが、1つは今もお話がありました、少子化の規定要因ですね。こちらの出生数の棒グラフですが、出生数の推移をあらわしております、水色の部分が実数です。それで、その上に少し濃い部分とオレンジ色の部分がありますが、結婚行動とか夫婦の出生行動が全く変わらなかった場合、2000年で170万ぐらいの出生数を期待できたんですけども、実際には120万だったということがわかります。その差の7割が実は結婚行動の変化で説明できるということがわかっています。

もう一つは、実は少子化の要因というのは一部だと思っております、そのほかにも例えば高齢社会の将来像との関わりを見ていく必要があります。これはいわゆる人口ピラミッドなんです、男性について、左側が2000年、現在ですね。それで、右側が2025年の状態をあらわしております、これを配偶関係別で見たものです。結局今は未婚者というのは若者というイメージがありますけれども、今後この未婚者がどんどん高齢化していくこととなります。こちらは男性ですけれども、例えば女性もこのように高齢化していきまして、未婚のみならず離婚が増えたり、死別があったりということで、結局日本の高齢社会というのはシングル社会だということがわかります。そうなってくると、そういう年齢での結婚やパートナーシップ形成がどうなるのかとか、といった問題もこれからどんどん出てくると思いますので、未婚化というのは若者だけの問題ではないという状況に今後なっていくかと思われま。

3つ目に働き方や暮らし方の問題というふうに書きましたけれども、これは結局結婚が変化しているというのは、そのほかの状況が全く変化しないで結婚だけが変化しているというわけではなくて、恐らくそのほかの人間関係とか人生観とか、そういうものがずっと変わってきていて、その一つの結果として結婚にも変化があらわれていると考えられます。ですから、逆に言うと結婚の変化を見ていくことで、そういう人生観がどのように変わっているのかとか、あるいは生きづらさがあるのか、不平等が出てきているとか、そういうことがわかっていくのではないかと、そういう意味もあって、結婚というものを社会的に見てみる意義があると思われま。

こちらは、まず今未婚者がどういうふうに着婚を考えているか、特に結婚をしたいと思っ

いるかどうかを示している図で、2002年の調査結果です。横軸が未婚者の年齢、縦軸は結婚の意思段階別の構成比を示していきまして、一番下の緑が1年以内に結婚を希望している人、その次のオレンジのところがある程度の年齢で結婚をしたい、その上のブルーのところは理想の相手が見つければ結婚したいと思っている人で、要するに水色の部分より下の部分というのがいずれは結婚したいと考えている女性の割合を示しています。例えば、30歳の未婚女性の8割以上がいずれは結婚したいと考えていますし、40歳でも6割以上の方がいずれは結婚したいというふうに考えているということになります。

今、線を加えましたけれども、下の方にある赤く塗りつぶしてある丸の線というのが、2002年に実際に未婚者からどれだけ初婚が発生したかというのをあらわしていきまして、1年以内に結婚したいと思う人よりも若干それを下回るレベルの初婚が実際に発生していることを示しています。

もう一つ上の方にある白丸のラインですけれども、こちらに関しては、これは2002年に国立社会保障・人口問題研究所の方で将来の人口推計というのを行ったんですけれども、そのときに出生率の仮定というものを出すんですね。その仮定の前提になる結婚の状況というものを設定するのですが、それに基づいて例えば現在30歳の未婚女性が50歳までにどのぐらいの人が結婚するのかという確率を出したものになります。20歳に関しては0.83とありますので、ほぼ83%の人が結婚するということになります。25歳までに結婚をしなかった人が25歳以降で結婚する確率というのが0.75となります。30歳まで結婚しなかった人がその後結婚する確率は5割、それから35歳までに結婚しなかった人のその後の結婚確率は3割、40歳に至っては1割というふうになっておりまして、ここで見ていただくとわかるように、実際に結婚したいと思っている人と実際に結婚する確率というのがものすごく乖離があるということがわかります。男性の方は残念ながら確率が出せないんですけれども、女性よりもいつかは結婚したいと思っている人が多いという状況になっています。

非婚化に関する見通しをいったんまとめますと、まずは数の問題として2000年ぐらいまでは団塊ジュニアがちょうど結婚適齢期に当たっていましたので、結婚数がそれなりに維持できていたんですけれども、今後は本格的に結婚数が減少していくというように見込まれていきまして、2003年で60万件の初婚があるんですけれども、2030年はそれが40万台まで落ち込むということが予想されます。2002年、30歳未婚女性のうち、いずれ結婚するつもりと答えた人は85%、35歳で77%の人がいずれ結婚したいと考えていますが、一方現在30歳の未婚女性が今後どのぐらい結婚するかというふうに見ますと、30歳で5割、35歳では3割というように、ものすごく乖

離が見られるということがわかっています。

次に、では、結婚というものが多き社会とか少ない社会、いろいろありますけれども、それを3つの側面から見ていきたいと思います。

1つは、結婚の望ましさというものが日本で今どう感じられているかということです。望ましさというのは結婚のメリット感とか、それから結婚以外に結婚と競合するライフスタイルというものがあるかどうか、そういうものに関係していくと思われま。

これは研究所でやっております出生動向基本調査というものの結果ですけれども、5年に一度やっておりますので、5年間の時系列の比較をすることができます。結婚の利点として、女性が感じるものを複数選択でつけてもらっているんですけれども、これを見ていただくと、まず利点として増えているものというのが例えば子供や家族を持てる。それから、経済的余裕が持てるというのが女性で増えているというのが特徴として見られます。一方、メリットとして減っているものとしては、社会的信用が得られるとか、それからその隣の親や周囲の期待にこたえられるというような、外からのプレッシャーみたいなものがどんどんなくなっているというのがわかります。

男性については、同じような傾向なんです、1つ興味深いのが一番右側に結婚に利点はないと感じている人、基本的には結婚に利点がある人が7割近くいるので、利点があるかないかといえばあると答えている人が多いんですけれども、過去15年間に利点がないと答えている人が女性以上に男性の方で増えています。よく結婚の話だと女性側から論じられることが多いんですけれども、実は男性の方でメリットというものがどんどん感じられなくなっているのではないかというふうに見ています。実際、下がっているメリットとしては、社会的信用が得られるとか、生活上便利になる、こういうものが減っている。逆に言うと、昔の結婚というのは結婚するということが社会的信用を得ることにつながったり、生活上便利だったりしたということだったと思うんですけれども、それがなくなっているというふうに見ることができます。

次に、今度は結婚のしやすさという側面、これは結婚ができる状況にあるか、特に社会経済的条件がかかわってくると思うんですけれども、そちらについて見てみたいと思います。

これは、同じ調査で1年以内に結婚意思があって、1年以内に結婚したいとっていて、かつ交際相手がいるという人、この人に1年以内にもし結婚するとしたら何らかの障害がありますかというように訊ねた結果です。年齢別に見ますと、若い年齢の方で障害があると感じている人が多いことがわかります。それが年齢が高くなるうちに障害があるといる人が減っているんですけれども、ただ時系列で見ますと2000年をまたいで障害があると答えた人がちょっと反

転じて上昇をしているところがありまして、この2000年前後で何か状況が変化したのではないかと思います。具体的な項目としては、職業や仕事上の問題というものを挙げる人がちょっと増えているんですね。それ以外の障害はあまり増えていないのですが、この仕事の問題が、両立の問題なのか、それとも職業が不安定であるとか、そういう問題なのか、そこまで詳しくはわからないんですが、何らかの形で仕事と結婚という問題が大きくなっているんじゃないかというふうに感じられます。

これが年齢別に結婚の障害を見た結果ですけれども、ちょっと見にくいですが、4本並んでいるうちの下2本が20代、上の2本が30代なんですけれども、特徴的なのは全体的に結婚資金が障害だという人が多い、それから仕事が障害だという人が多いんですが、例えば女性の30代になりますと、親の同居とか扶養の問題というものを挙げるという人が急に増えているということになります。それから、男性で結婚のための住居が障害であるというふうに答えている人が女性より多いという特徴があります。まとめますと、1年以内に結婚する場合の障害というのが2000年をまたいで増えているということ、そして、年齢によって障害が異なっており、20代では結婚資金、30代では仕事、女性の場合は親の扶養というものがかかっているということがわかっています。

3つ目は結婚相手の選びやすさという点をちょっと見てみたいと思うんですけれども、これは適齢期人口の男女の人口バランス、例えば、女性と男性の人口バランスがとても悪いという場合はどうしてもどちらかの性が結婚に不利だったりするわけです。それから、マッチング文化といって、男女を引き合わせるような文化があるかないかで、国や社会によって随分結婚の発生というのは違って来るわけですね。

まずはその性比の話ですが、これは学歴別に同じ年齢層の未婚男女の性比をあらわして、女性1人に対して男性が何人いるかというのをあらわしたものです。この顔が大体1人分というふうになっているのですけれども、例えば大学というところを見ていただくと、4本並んでいるのが10年ごとの国勢調査の結果です。1970年代は大卒女性1人当たりに対して5人の大卒男性がいたわけですね。これが10年おきにどんどん減ってしまっていて、2000年代では大卒女性1人に対して大卒の男性が2人を切るレベルになっています。これを短大以上という形でくりますと、その隣の一番右側になりますけれども、1970年代は高学歴女性1人に対して高学歴男性が2人いたのが今は1人を切るということになってしまっていて、女性が自分より上の学歴とか社会的地位の男性とマッチングする上昇婚というものがあっても、これが構造的に昔よりもしにくくなっているという状況があります。

こちらは今は性比というのはマクロの話なんですけど、どんなに男女が均等にいたとしても、2人が出会わなければ結婚というのは発生しないわけですね。そういう意味で、男女の出会い、結婚した夫婦の出会い方というのを見てみたいと思います。これはまず女性の方なんですけど、横軸が女性の年齢で、縦軸が未婚者1人当たりどのくらいの結婚が発生したかという率をあらわしています。それを夫婦の出会いのきっかけ別に分けてみたものになります。左側が1970年代前半の状況、右側が2000年から2002年の現在の状況です。出会い方としては、見合いとか友人を通じて、職場、職縁結婚、それから職縁以外の生活圈、ここには学校で出会うとか趣味を通じて出会うとか地縁とか、そういうものが入ります。それから、街中、旅先でという偶発的な出会いがあるんですけども、ぱっと見ておわかりのように、黒い四角の見合い結婚、それから赤い三角の職場結婚が1970年代はものすごくポピュラーでした。これが現在になるとほとんどほかの出会いと変わらない、あるいは見合い結婚に関してはほとんどない状況になっています。

この間、グラフでは示していませんけれども、結局一貫して見合い結婚と職場結婚というのが減ってきていまして、逆にほかの出会いが増えているかということ、全然増えていないことがわかりました。昔からあった生活圈の出会いというのは昔のレベルと今とはほとんど変わっていないんですね。この出会いのきっかけ別のものを全部足したものが結局初婚率ということになりますので、なぜ初婚率が低下しているのかを考えると、見合いと職場結婚が減った分というのがそのまま初婚率の低下につながっているということがわかります。

男性では、もっと顕著なんですけど、男性では20代後半の職場結婚と30代前半での見合いというものがものすごくポピュラーだったということがわかります。この分がごっそり今はないということなんです。女性と同じように、ほかの出会いが増えているかということと増えていない、そのままそれが非婚化につながっているということがわかります。

相手の得られやすさについてまとめてみましょう。まず、構造的に上昇婚というものが難しくなっている。

ここで1つおもしろいのは、米国でも同じように女性の高学歴化が進んでいるんですけども、こちらに関しては実は高学歴女性が必ずしも上昇婚にこだわらないという状況が出てきて、むしろ高学歴女性の婚姻率が上がるというような、そういう変化が見られたんですね。だから、同じ女性が高学歴化する社会でその違いが何なのかというのを見ていく必要があると思います。

それから、20代後半、30代の独身男女という人に対してはマッチメーカー機能が昔はあった

ということがわかります。見合い文化とか、それから職場というものがそういうものを果たしていたんですけども、今はそれが大きく変容をしていると思います。背景についてはいろいろあると思いますけれども、人間関係というものに対する考え方が変わったり、それから雇用の仕方なんかも変わってきていると思います。未婚男女が大勢一つの企業に一堂に会するというような状況がもしかしたら昔より少なくなっているのではないかというふうに思われます。

一応、これで非婚化の3つの側面をみたことになりますが、結局それぞれの人が、私の結婚しない理由はこれですといった形で、どれか一つに限られているわけではないと思うんですね。この3つの要因というのは、それぞれの人に重なってあるのだと思いますが、特にどれが大きいのかということを見ても総合的に見てみないといけないと思います。

これが総合的に見た独身でいる理由というものの選択肢ですが、一番左側の方は必要性の問題、その次の3つが結婚と競合するものがあるかどうかという選択肢になります。3番目は、適当な相手とめぐり会えない、つまり相手がいないという問題ですね。一番右側が結婚資金が足りないとか住宅といった結婚をしにくい、する気はあるし、相手もいるんだけど、結婚が条件的に許されないというものになります。この4つの関係を見ますと、これは若い女性に関しては必要性とか、あと何か結婚よりもしたいことがあるといった理由が大きいということがわかります。

男性でも同じような感じで、若い男性に関しては結婚の必要性というものが感じられない。あるいは最近では、仕事、学業に打ち込みたいという人が増えているということがわかります。

女性の20代後半以降になりますと、必要性を感じないという人、自由や気楽さを失いたくないという人もいますけれども、一番主観的に感じられているのは相手にめぐり会えないというふうに感じる人が多いというのがわかります。

男性も同じような感じで、傾向としては減っているんですけども、相手がいないというふうに感じている人が最も多く、それに続いて必要性を感じないとか、気楽さを失いたくないというものがあります。女性に比べると男性の方が結婚資金が足りないという人が多いということがわかります。

ということで、全体的なところで何が主観的に強く思われているかということ、20代に関してはそもそも必要性を感じていない。それから、仕事、学業を優先したいという気持ちが高い。30代に関しては、適当な相手が不在であると、それに続いて必要性もないし、気楽さを失いたくないという気持ちがあるということがわかりました。ここで今後見ていきたいポイントとして、5つ挙げました。まず、そもそもなぜ結婚生活と仕事、学業が競合するのかという問題で

す。これは競合するのが当たり前というわけではなくて、むしろ諸外国ではマリッジプレミアムというようなことがあって、結婚をするということがむしろ仕事に有利な影響をあたえるといった結果も出ているわけですね。ですから、日本で本当にそういうメリットがないのか、もしかしたらあるんだけれども、それが気づかれていないのではないかとことも考えられるかと思います。

それから、結婚生活に優先する仕事、学業ということなんですが、こういう追求が本当に今後も続くのかということです。そもそも昔は家族を養うために一生懸命働かなくては行けないという気持ちがあったと思うんですけども、今は仕事をするために家族を持たないという状況になっています。しかし、もしかしたらこの先、家族を持たないなら仕事もしなくていい、という意識が出てくるかもしれないわけですね。ですから、何のために仕事をするのか、何のために家族を持つのかといった関係というのが時代によってどう変わってきているのかというのが見ていく必要があるのではないかと考えています。

それから、独身の気楽さの行方です。独身は気楽だというイメージが今はそれなりにあるんですが、シングルの高齢化という問題がありまして、そういうところから独身が気楽でもないというような傾向も出てきていますので、これももしかしたら変わっていくかもしれないと思います。

相手に期待する条件ですが、これも先ほどお話ししたアメリカの状況のように、同じように高学歴化したり、いろいろな社会経済的な状況が同じでも、相手に期待する条件というのがさまざまなんです。日本でなぜ相手に期待する条件というのが硬直的なのかというもの、これはもしかしたら山田先生の方からお話があるかもしれませんが、そういうところを見ていかなければならないと思います。

最後に出会いの機会なんですけれども、結局どんなに結婚の意欲とかメリットを感じられても、出会いというものを個人でコントロールすることは限られておりまして、昔の状況を見ると、社会的にそういう仕掛けが埋め込まれていたということが多かったわけですね。日本に関しては、今そういうものがどんどん失われていますので、これを全く個人の責任として今後もやっていくのか、それとも何か社会的なシステムを再構築するののかと、今別れ道に来ているのではないかと思います。

ちょっと駆け足になりましたが、これで報告を終わらせていただきます。（拍手）

林 ありがとうございます。

それでは、これからパネルディスカッションに移りますので、パネリストの先生方はステー

ジにご登壇をお願いいたします。

それでは、早速でございますが、本日のパネリストの皆様をご紹介いたしたいと思います。

まず、東京大学社会科学研究所、佐藤博樹教授です。（拍手）

佐藤先生は育児休業や働き方の問題をはじめとして、少子化の問題に取り組んでこられ、現在は男女共同参画会議の少子化と男女共同参画に関する専門調査会の会長でもいらっしゃいます。また、経済産業省で少子化時代の結婚産業のあり方に関する研究会の座長も務めておられます。

その右側が弁護士の吉岡睦子先生です。（拍手）

吉岡先生は家族法がご専門でございます、法制審議会の委員や日本弁護士連合会の両性の平等に関する委員会の委員長を歴任されました。昨年、日弁連が出しました母子家庭の養育費支払い確保のための意見書を取りまとめられた方です。

そして、東京学芸大学教育学部の山田昌弘教授です。（拍手）

山田先生は家族社会学がご専門で、ご著書はたくさんありますが、特に「パラサイト・シングル時代」、「結婚の社会学」、また最近「希望格差社会」を出されました。

そして、慶応義塾大学商学部の樋口美雄教授です。（拍手）

樋口先生は労働経済学がご専門で、労働市場の観点から少子化問題に取り組んでこられました。財務省の少子化の要因と少子化社会に関する研究会の座長も務めておられます。

そして、先ほど基調報告をしていただきました国立社会保障・人口問題研究所の岩澤美帆主任研究官です。（拍手）

それでは、パネルディスカッションに移りたいと思います。

最初に、ただいまの岩澤主任研究官の発言に対するコメントも含めまして、まずそれぞれのパネリストの方々から重要と考える論点について、約10分ずつお話をお願いしたいと思います。その後、ディスカッションを行いたいと思います。そして、最後に時間がございましたら、フロアからのご質問を受けて、質疑応答ということで考えております。

それでは、まず山田先生、よろしくお願いいたします。

山田 おはようございます。よろしくお願いいたします。

私は最近家族社会学者なのか、格差社会学者なのか、よくわからなくなってきましたんですが、本来は親子やカップルの愛情関係について研究してきたものでございます。本来の研究テーマに即して発表させていただきます。もちろん経済的なお金の面からも研究しているんですけども、多分それは樋口先生とか佐藤先生が話していただけたと思いますので、きょうは私のお

話は恋愛というものが昔と今では全然変わってきているというようなお話をさせていただきたいと思います。

多分、私は1980年代に恋愛様式が根本的に変動したんだと考えております。1980年以前に青春時代を送った人と80年以降に青春時代を送った、もしくは送っている人、1955年生まれ以前の人と65年生まれ以降の人では、多分恋愛意識よりも恋愛行動というものが全く異なっている。私は57年生まれの47歳ですので、私が大体中間ぐらいの世代に当たっていると思います。

それは、恋人と結婚しなくても非難されない。別にセックス関係があっても結婚をしなくてもよいというのが当たり前なのか、当たり前じゃないのかという点で大きく違っていました。それが結婚にも影響を与えております。私は2004年に学術振興会の科研費で東京と大阪で2,080サンプル、1,041票の回収だったんですけども、夫婦関係やカップル関係の詳しい調査をいたしました。とりあえずその中から幾つか拾ってみますと、恋人として交際した相手の人数というのを見てみますと、45年から55年生まれ、つまり見合いとかが多かった時代ですので、なしとか1人というのが4割ぐらいを占めていて、二、三人も出てきているというような感じですよ。

一番下の1966年、75年生まれ、これはもちろん未婚者も既婚者も含んでいますけれども、なしとか1人という人はわずか2割ぐらいしかいない。つまり今の30歳以上40未満の人は恋人として交際した人は2人、3人以上いたのが当たり前という時代なわけです。でも、結婚は少なくなっているという事実を考えなくてはなりません。

次に、結婚前に性的な関係を持つてはいけません。これはNHKの世論調査でも継続的に調査されているものですが、これは非常に時代効果の影響を受けにくい、安定した指標として知られています。つまり純粋な世代効果のみがきく質問として言われているんですけども、多分結婚前に性的関係を持った人はノーに答えて、持ってなかった人はそんなのはけしからんと思ってイエスに答えるということだと考えられます。となりますと、1945年から55年生まれは大体半分ぐらいの人は結婚まで性的関係は持たなかったけれども、66年、75年、今の30代の方は結婚前に性的関係を持たないの方が圧倒的に少なくなっているということが大体わかっていただきたいと思います。というのを考えますと、中高年の方は自分の経験や価値観で今の恋愛状況を解釈して、こうこうというのは非常に危険だということでございます。

では、高度成長期にはどういうことが起こっていたかといいますと、まず1つは恋愛は結婚によって正当化された。つまりつき合ったら結婚をするのは当然とされた。もしくはつき合うのは当然結婚を前提とするものと考えられていた。結婚を前提としないで男女交際をする人は

既にその当時もいましたけれども、そういうときは不まじめだとか遊び人だという形でももちろん法的な非難はないですが、社会的な非難を浴びたわけです。つまり結婚をしたいという気持ちイコール正しい恋愛の形というイデオロギーが高度成長期までは行き渡っていたらしい。もちろんその前、戦前期は恋愛結婚というものの自体が考えられなかった時代です。

2番目には、出会いの場が非常に少なかったということです。岩澤さんが昔職縁とか職場とか見合いとかが多かったというお話をなさったと思いますけれども、つまり出会いの場が少ないということは結婚においてはプラスなわけです。つまり出会った相手がすてきに見えるわけです。つまり身近にいる女性の数が少ないわけですので、すてきに見えるわけです。当時女性側から見て兄弟の友人と結婚した割合というのが結構高かったですけれども、結局それしか身近に親しい異性がいなかったのも、すごくすてきに見えたということがあったのではないかと思います。そして、競争相手は結婚して早目に退出してくれた。つまり結婚した女性は職場結婚しましたら、寿退社等で目の前から消えていましたので、どんどん新しい人がすてきに見えるということがあったわけです。そして、魅力の性役割分業ということで、経済力のある男性が魅力的であり、家事・育児能力がありそうな女性が魅力的であるというようなことでうまくバランスがとれていた時代でした。

そして、次には恋愛感情がなくても結婚できたというのがありますが、いろいろ夫婦関係の聞き取り調査などをしていて、どうして結婚しましたかなんていうことも聞いているんですけども、中には女性は一番好きだった人とは結婚をしてないということが結構あって、あこがれの人はいただけけれども、結婚できなかったのも、そばにいた今の夫と結婚したみたいな形の結婚のパターンが結構多くて、ある地方に行ったら全員がそうだったのでびっくりしたというのがありました。逆に言えば妥協のしがいがあった。つまりとりあえず経済的に安定して、いい生活が送れるのでしたら結婚できたという、つまり男性の収入の増大が期待できたということで妥協して、一番好きな人ではなくてもOKというのがあったのかもしれない。

さらに、恋愛がなくても恥ずかしくなかったというのは、恋愛があこがれの対象にとどまっていた。つまりよく見合いにしても、何にしても、結婚後は出会った後愛情を育て合っていくましようというのが、説得力を持ったわけです。つまり恋愛して交際した経験がない人とか、それほどない人が多かったから、結婚をして愛情を育てましようというのが説得力を持ったわけです。

しかし、今はなかなかうまくいかない。私は30年くらい「新婚さんいらっしゃい」をほとんど可能な限り見続けているんですけども、この30年の変化というのは非常に大きくて、昔は

見合いが多かったですから、三枝さんは見合いですか、恋愛ですかって聞くことから始まって、見合いの人はしゅんとしながら見合いですと答えて、恋愛ですと堂々と胸張って答えていたんですけれども、最近三枝さんはどこで出会いましたかというふうに聞くことが多くなってきて、そうすると一目惚れと答える確率が非常に今高まっているんですね。逆に一目惚れみたいなことがなければ、何か恋愛じゃないような意識が強まっているのかもしれない。

時間がないので、今どうなっているかというのを駆け足でいきますと、恋愛と結婚の緩やかな分離が起きている。つまり結婚は恋愛でしたいと思っている人は9割以上います。しかし、結婚しなくても恋愛を楽しめる、セックスを含んだ男女関係を楽しめるという現実はできています。となると、結婚のきっかけがなくなりますし、さらにつき合っているからといってそれが結婚につながるとは限らなくなっているわけです。

2番目は交際機会の増大で、男女の会える機会が圧倒的に増えてきているわけです。そうすると、まず起こるのはミスマッチの一般化です。好きな人には断られ、どうでもいい人から告白されるというのが基本的な恋愛における悩みになっているわけです。さらに、私は10年前にもっといい人がいるかもしれないシンドロームというのをはやらそうと思ったんですけれども、今つき合っている、もしくは告白されている人がいたとしても、待っていればもっといい人があらわれて結婚できるかもしれない。それは経済的なこととかもっと好きになれる人が出てくるかもしれないという心理的なものかもしれない。それは交際機会が増えれば増えるほど、そういう意識が持ちやすいわけですね。

そして、問題なのは魅力の二極化で、もてる人はますますもてて、もてない人は放置されるというような現象ができてくるわけです。これは経済学でもスーパースターの経済学というのがたしかありましたけれども、総取り体制になっているわけです。私が行っている若者調査においても、つき合う人は何人もの人と次々とつき合っているにもかかわらず、彼氏、彼女ができない人はずっとできないままである確率が非常に高くなっています。つまりそれはもてる人は結婚をして、結婚市場から退出してくれないわけですね。もてる人は何度も嫌になったら次の人とかえらという形でつき合いが続けることができますし、逆に言えば魅力のない人とつき合おうとする人はなかなか出てこないわけです。さらに、これは男性の魅力が経済的なものであるということがなかなか変わってきていません。そのために、経済力の大小というもので魅力の大小というのが二極化してくるといいうのもあります。

さらに、これは樋口先生が多分お話ししてくれるかと思いますがけれども、妥協のしがいがないになっているというのもあります。つまり結婚をしても人並みの生活すら期待できないような

状況になっていますので、妥協しようにも妥協できない。かつ、ここは「パラサイト・シングル論」でも述べましたけれども、適当な人に出会うまで、とりあえず親と同居して待つことができる。林さんからスウェーデンやフランスでは同棲が多いというのがありましたけれども、つまりフランスやスウェーデンでは1人で暮らす、つまり親とは同居しないのが原則ですので、1人で暮らしていればそれは結婚まで至らなくても、この人がよさそうだと思えばとりあえず同棲する。愛情が高まるまで待つという形が多いと思うんですけれども、日本においてはとりあえず親と同居しながら待つということが多くなっていると思います。

そして、恋愛幻想の強まり、これは経済学でも期待上昇仮説というのがたしかあったと思うんですけれども、周りの人が恋愛結婚をしているのに私ができないのはおかしい、私の友達がこんないい人と結婚できているのに私が同じくらい魅力がある人と結婚できないのはおかしいというような期待上昇が常に働くわけです。つまり未婚の異性が周りにいてもカップルができるとは限らないし、カップルになっても結婚できるとは限らない。年は否応なしにとる、ちょっとこれは現実ですので、現在では女性にとってとても不利になっているわけです。その結果、妊娠婚が増えてくるというのは、妊娠くらいしか結婚のきっかけがなく、占いの氾濫が起きる。近所に占いと結婚相談所が同居している店ができました。10年前に比べて占い番組というのが倍に増えたという例もありますけれども、とにかく宝くじみたいに待って占いがうまくいきさえすればいい人と出会えるかもしれないという期待が高まっているという状況にあるかもしれないです。

対策の面はもっと後で述べさせていただきたいと思います。

あまりお耳にしない話だと思いますが、これで終わらせていただきたいと思います。

林 ありがとうございます。

それでは、吉岡先生、お願いできますでしょうか。

吉岡 おはようございます。

座ったままで失礼させていただきます。

私の方からは、お手元のレジュメにございますように、結婚・離婚の変化と法制度上の課題ということで、皆さんと切り口は違うかと思うんですけれども、離婚における子供の状況を中心にしまして、お話しさせていただきます。

それから、事実婚、婚外子の問題にも最後に触れさせていただきたいと思います。

離婚というと、一見結婚とはかけ離れているかのように見えるんですが、離婚事件を多く扱っておりますと、逆に裏側から結婚がよく見えるという部分があります。ここで挙げておりま

す統計は、厚生労働省の人口動態統計、それから同じく厚生労働省の全国母子世帯等実態調査、これは5年ごとに行われておりまして、平成10年度と平成15年度のものがございます。それから、ここには挙げてございませんけれども、これ以外に最高裁が2001年に養育費の支払い状況について調査した報告書もございます。

まず、離婚の増加と母子家庭等の経済状況ということなんですが、離婚件数は年々増えていきます。昨年は27万815件ということで、2002年が過去最高の29万件近くだったんですが、この二、三年、若干それより減っているという状況があります。これは熟年離婚が減少しているというふうに書かれているんですが、私がふだん相談を受けております実感からしますと、これは2007年度に離婚時における年金分割という制度が実施される予定でして、この制度待ちのために離婚を控えているというケースがかなりにのぼるというふうに私は見ております。ですから、2007年以降は熟年離婚が増えるんじゃないかと思っています。

母子家庭の状況なんですけれども、かつては離婚の際に父親が親権をとるケースが多かったんですが、現在では母親が親権者になるというケースが8割にのぼります。ですから、ほとんどの離婚のケースは母親が親権者になって、子供を手元で育て、父親が養育費を送るという、こういう実態です。離婚の増加とともに母子世帯の数、実態としては母子世帯等ということで、父子世帯も含まれているんですけれども、年々増加しております。

そして、注目すべきことは平均所得が非常に低いということで、年収が233万円余りという平均額になっています。これは生活保護基準の額よりも低いということで、一般世帯の約4割というふうに書いてございますが、実際には三十何%ですので、4割にも満たないという状況です。

平成10年度と15年の調査を比較しますとはっきりするんですが、働いている母親がむしろ減っている。しかも常用の労働者と就業者が11.5ポイントも減っている。そして、逆に臨時とかパートが10.7ポイント増えているということで、不安定就労が非常に増えている。ですから、母子世帯の母親の就労環境はこの5年間でむしろ悪化しているということが言えます。

それから、離婚の母子家庭等に支給される児童扶養手当の受給者数、これも年々増加の一途をたどっております。父親が養育費をどの程度払っているかということなんですが、この受給状況も悪化しておりまして、98年と2003年を比べますと、取り決めそのものがなしというのが66%ということで、5年前の59.7%より増えております。離婚のうち、91.5%が協議離婚なんですけれども、圧倒的多数を占める協議離婚だけで見ますと72.8%が取り決めもないという状態です。そして、その取り決めした後、現実にもらっているかどうかというところを見ますと、

受けている、受けたことなしという数字を見ますと、5年間で受けたことなしという人が66.8%にのぼっている。支給状況も悪化しているという状況です。

そして、支給額そのものですが、これも5年間で下がって減額になっているということで、月5万円にも満たないという状況です。これらの支給状況等を踏まえると、母子家庭は貧困化しているということが言えます。その理由としては、ここに挙げてありますように、母親の就労環境が悪化している。児童扶養手当の受給者数が増えるのに伴いまして、2003年から制度が改正されまして、基準となる所得額が切り下げられたり、支給額そのものも段階的に切り下げられたりということで、削減されている。そして、父親からもらう養育費の支給状況も悪化しているという、こういう3つの大きな理由が挙げられるかと思うんですが、母子家庭の貧困化が進んでおります。ですから、この年収額を見てもわかりますように、子供1人を育てるのも容易ではないという状況です。

母親の就労環境が悪化している理由なんですが、これはだれでもお気づきになることだと思いますけれども、女性であること、それから年齢が若くないということ、そしてしかも育児をしないといけない子供がいる。そして、専業主婦の場合ですと、職業訓練等も十分になされていない。結婚前に勤めていたという人でも、就業環境が変わったために、パソコンの練習からしないといけないというような人がたくさんいます。ですから、職業訓練もできていないという、これだけのハンディがあれば不安定就労につながっていくというのはある意味では当然の実態かと思えます。

これらの状況に国は何も対応していないのかということなんですけれども、従来はほとんど対応がないに等しい状態だったんですが、最近になって、いろいろな形で法改正等の制度上の対応がなされるようになってきております。

1つは、養育費の算定なんですけれども、取り決める場合でも基準が不明確で、取り決めるだけで時間や手続に費用がかかって、途中であきらめてしまうという実態があったんですが、裁判所が2003年に基準をつくりまして、それでかなり標準化されたことで簡易、迅速に取り決められるようになったという状況があります。

それから、取り決めた後に取り立てる実効性のある方法がないということがあったんですけれども、予備差押制度といいまして、一度不払いになると、その後給料を一回差し押さえたら、ずっと給料から天引きして支払いを受けられるという、こういう制度が2003年にできました。それまでは不払いになった分だけしか差し押さえができなかったので、5万、10万で費用と時間をかけてわざわざ取り立てをするというところまでできなかったんです。

それから、債務者の財産を開示する制度もできました。

さらに、これは2005年から実施なんですけれども、間接強制制度といいまして、一種の制裁金ですね。これは扶養義務にかかわる金銭債権だけなんですけれども、支払わない人に対して1日幾ら支払いなさいというような制裁金を課して支払いを強制していくという、こういう制度もできています。

いずれもまだできて間もない制度ですので、これらがどの程度実効性を持つかというのは、今後の課題といえますか、未知数です。正直、離婚事件をやっている立場からしますと、これらの制度ができたというのは一定の前進ではあるんですけれども、現在離婚の中でDVのケースが非常に増えている上、協議離婚ではそもそもこういう強制執行するための債務名義というんですが、判決とか調停調書とか、そういう書類自体をつくっていないケースが圧倒的に多いので、そういう意味ではこれらの制度を活用しても取り立てには限界があるというふうに見ております。

また、母子家庭の自立を促進していくという意味で、行政上の就労支援の特別措置法等もできています。いずれにしても、これらは私的扶養を強化していく、あるいは母子家庭そのものの自立を支援するという方向なわけです。

この養育費の取り立てに関して、諸外国がどういうふうな制度をとっているかということなんですけど、これは時間もありませんので、お手元の日弁連が2004年に公表いたしました意見書の5ページ以下に諸外国の制度がどうなっているかというのを挙げておりますので、私もこれ以上の情報がないもので、後で見ただければと思うんですが、簡単に言いますと、日本の協議離婚制度というのは世界的に見ても非常に特異な制度で、子供のいる夫婦の離婚で公的な機関が全くかかわらずに養育費の取り決めもしないで離婚できる国というのは珍しいんですね。ですから、ここではアメリカ、イギリス、フランス、スウェーデン等を挙げていますが、とにかく子供のいる離婚の場合には取り決めの際に必ず公的機関が関与しているということが一つです。

それから、給与から取り立てたり、あるいは公的に社会保険料の中から国が建てかえて取り立てるという形で、取り立てに関しても国が積極的に関与している国が多い。スウェーデン等は社会保険事務所が関与して、社会保険料から取り立てるといったような制度をつくっておりますが、こういう形で養育費の支払い確保というのを図っております。

それでは、協議離婚制度を改正して、子供のいる夫婦の離婚については裁判所を必ず通すとか、何らかの制限を設けたらどうかという意見もあるんですけれども、日弁連としては、現在

の協議離婚制度というのは、いろいろこういう形で問題も多いんですけども、反面非常に離婚しやすい。例えば、DVのケースなど、離婚に至るまでが困難というケースも多くありますので、協議離婚制度の利点は崩さないで、養育費の取り立て、支払い確保を図るという観点から、意見を出しております。

それがここに挙げてあります養育費の取決め届出制度と養育費立替払制度、これは簡単に言いますと意見書の後ろに合意書の書式がついているかと思うんですが、協議離婚の際に養育費の取り決めができる場合には（これは強制ではないんですけども）、協議離婚届けと一緒にこういう合意書を役所に提出してもらって、そしてこれに一定の執行力を持たせるという、そういう制度です。立替払制度というのは、執行力のある養育費の取決めについて、国が立て替えて、その債権を譲り受けて、これはスウェーデンの制度を参考にして社会保険事務所が取り立てるといって制度を提案しておりますけれども、かわりに債務者に対して取り立てていくという、こういう提言をしております。

この離婚以外の法制度上の問題点としましては、先ほどから諸外国で事実婚が多いというお話があったんですけども、日本の場合は、事実婚への法的対応が十分ではなくて、法的にも差別というか違いが残っています。一つは配偶者相続権が事実婚の場合はないということ、それから一番大きな問題は、婚外子に対する差別が残っていること。これは法制度上も社会生活上も残っているということです。事実婚に対しては配偶者控除がないなどの税制上の違いもあります。

この婚外子差別に関しては、96年に法務省が相続分差別を撤廃するという改正案を出して議論されたこともあったんですが、結局、改正が実現しないで今日に至っております。中絶の中に占める婚外子の圧倒的な数の多さとか、それから日本が経済的に高レベルの国でありながら、世界的にも異例と言われておりますが、国際養子縁組の養子輸出国になっているというような実態からしても、婚外子を産んで育てるのに非常に風当たりの強い、産みにくい、育てにくい社会だということがはっきりわかるかと思えます。

それから、現在、夫婦の氏に関しても女性の社会進出に伴って、夫婦別姓にしたいというような希望も増えております。これも96年に法務省から選択的夫婦別姓を認める改正案が出ましたが、実現していないという状況で、少子化対策とは言われますけれども、婚姻届をした法律婚で嫡出子を産んで、育ててくださいということで、実態が多様化しているのに対して、非常に狭いんですね、産むコースが限られている。ですから、こういう離婚の際の母子家庭とか婚外子の問題とか、ある意味で養育環境にハンディのある子供たちの保護を図っていくというこ

とも広い意味での少子化対策ではないかというふうに考えております。

林 ありがとうございます。

それでは、樋口先生、よろしく願いいたします。

樋口 慶応大学の樋口です。よろしく申し上げます。

今まで林さんとか岩澤さんのお話を伺って、またお2人の先生のお話を伺ってですね、非常に複雑な問題だなと。晩婚化・非婚化に対して政府が介入するべきかどうかというようなテーマを今日皆さんで議論しようということで、答えはイエス・オア・ノー、ケースによって違うなというようなことを痛感してきたわけでありまして。

と言いますのも、お話を伺ってしまして、晩婚化・非婚化が起こっている理由というのは大きく2つに分けられるだろうと。1つは、やはり結婚希望が薄れている、あるいは結婚しない方がいいという判断をしている個々人の考え方がある。もしこれによって晩婚化が無条件に起こっているんだとすれば、それに対して政府が結婚するべきだとか、少子化のためなんだからみんな頑張れという話はちょっとおかしいというようなことになるかと思えます。

もう一つの理由というのは、やはり結婚したくても結婚できない、何らかのそこに制約があると。とするならば、その制約に対して、それを軽減するような政策的な介入、これもケース・バイ・ケースだろうと思いますが、これによってやっていくというような正当化される場合もあるかなというふうに思いながら聞きました。

なぜ結婚する希望が薄れているんだろうか、あるいは必要性が薄れているんだろうかということを見ると、ある意味では経済が発展することによってコンビニも利用することができるようになった、あるいは外食、中食というようなものを利用することができることになって、今までは家庭サービスしか利用できなかったから、結婚して、そして男性の場合には何とか女性に料理をつくってほしいというようなことがあって結婚したという事実があったと思うんです。ところが、経済が発展することによって、外部市場によるこういったサービスが利用できるようになってきたということであれば、むしろ結婚しないという選択肢が増えたというような見方もできるわけでありまして、それはそれなりの経済発展のある意味ではコントリビューションだったかなというふうに思うわけです。

ところが、そうじゃなくて結婚できないというようなことが起こっているんだとすれば、これは逆に選択肢が狭められたというようなことですから、これについての経済の、あるいは政策的な介入といったものを考えていかなければいけないだろうということですが、まず歴史的に考えると、もともとはやはり結婚をする、あるいは結婚しないという選択肢がもともとは

なかったんだろうと。これは日本だけではなくどこの国でもそうであったわけでありまして、例えば、女性は所得のことを考えれば、やはり結婚することによって生活が安定してくるというようなことがありました。あるいは男性にしても、自営業をやっているというようなことを考えれば、これは結婚することによって労働力の確保というようなことからそういったものが当然だというふうに考えられてきたんだろうと思います。

ところが、日本で考えると、どうも80年代から急速にその条件というものが変わってきて、80年代の晩婚化・非婚化、あえて大胆に仮説を立てますが、これは結婚しない選択肢が拡大したことが原因だったんじゃないか。と言いますのも、例えば女性の社会参加といったもので、男女間は賃金格差が非常に大きいわけではありますが、何とか自分一人であれば、働くことによって女性も生活していくことができるということもありました。あるいは、パラサイト・シングルというような山田先生がおっしゃるようなことが起こって、親が面倒を見てくれる。だとすれば、何も強制的に今までは結婚せざるを得なかったといったところが、選択が用意されることによって、結婚しないというようなことがあったんだろうと。もしこういったことだけであつたとすれば、ある意味で政府は介入する必要はないんじゃないのというような議論になるわけではありますが、90年代に起こっているということは、むしろ別の要因が働いてきているんじゃないか。それは何かと言いますと、結婚できない制約が拡大していったというようなことで、私はその理由を労働経済学をやっている立場から、労働市場に原因を求めたいというふうに思っております。言うならば、労働市場の二重構造化といったもの、あるいは二極化といったものが進展することによって、これも先ほどから岩澤さんのなぜ結婚しないのかというようなところで出ておりましたが、1つは資金的な問題、経済的な側面で結婚できないといった理由、さらにはこれは大体フリーターの問題というようなことで取り上げられるわけではありますが、その一方、正社員になっている人たちは、ある程度所得は減少というようなこともあるけれども、ある程度はリスクは回避される。

しかし、その反面、今度は労働時間の問題というようなことで、これが非常に長いということによって、結婚しながらまともな生活を暮らすことができないというようなことが起こってきているということから、この問題を考えていきたいというふうに思います。

今日、根暗な経済学の代表として出てきておりますので、少しフリーターの問題を暗く考えてみたいというふうに思いますが、フリーターの経験者、これは実際統計を見ましても、非常に大きく拡大しているかというふうに思います。手元に労働力調査の数字がありましたので持ってまいりましたが、例えば15歳から24歳の非正社員の比率、これは雇用者全体に占める非正

社員の比率ですが、例えば男性は93年のときは22.5%でした。これが2004年になりますと41.5%ということで、2倍弱ですが拡大した。逆に正社員が現在59%程度しかいないというようなことになってきている。

女性につきましても、93年のときには23.6%だったのが、今は50.4%ということですから、半分は非正社員というような状況になっている。これプラス、さらにニートの問題というようなことを考えると、やはり非常に若者の将来に対する不安といいますか、それが高まってきている。あるいは経済的に安定性というものが失われてきているというようなことでありまして、これまでの議論は往々にしてフリーターであって、現時点において、その時点においてどのような格差が問題になっているんだろうということを議論してきたわけではありますが、私ども関心がありましたのは、フリーターがその後どうなっていくのかということに関心がありまして、それについて調査をやったということについて少し話をさせていただきたいと思います。

ここでは、使用データは慶応大学が一昨年から始めましたKeio Household Panel Surveyというデータに基づいてお話をさせていただきます。

このデータは、過去の履歴のデータもあります。学歴、職歴、いろいろな所得歴とかそういったものもあります。さらには、同一個人をパネル調査でありますから追跡していくというようなことで、今までは家計経済研究所がやっておりましたが、これが女性が中心だったために、私どもは男性も含めてこのデータをとるということをやりました。

第1回目の調査、今日使いますのは2004年の1月にランダムサンプリングで行われました1万3,430人の人。そのうち完了サンプルということで、実際に回答してもらったのが4,005人の男女及びその配偶者について調査をしております。その中で、フリーターというのは、ここでは定義上、学卒後、学校を卒業して1年あるいは2年が経過した時点で臨時雇用であった人、要するに正社員ではない、常用雇用ではない人、あるいは無業の未婚者というふうに定義しております。

この中でデータを見ますと、例えば男性、これは1979年以前に学校を卒業した人と、80 - 86年、87 - 91年、92年以降に卒業した人でどういう変化が起こっているのか。実は同じフリーターと言っても、80年代のフリーターと90年代、バブルが崩壊した後のフリーターというのは全く内容が違ってきているというようなことを今日は申し上げたいところであります。

これを見ますと、例えば男性ですと、これは79年以前に卒業した人、学校を卒業して1年目の段階でフリーターだったという人が14.8%であったのに対して、正社員が85.2%。ところが、男性について見ますと、これは時系列的に増えてきているのかなというふうに思いましたら、

私どもの調査ですと、90年まではむしろ横ばいか逆に減少していた。そのかわりに、92年以降急速に上がっているというようなことがあります。21.8%まで上がっているということ。これも学歴の中身も大分変わってきているわけではありますが、時間の関係で省略します。

そういった中で、一体フリーターだった人がその後まず就業面でどうなっているのかというようなことを、これは計量経済学的手法を用いて分析したものでありまして、例えばフリーターだった人、学校を卒業して1年たった段階でフリーターだった人が、その後ずっとフリーターでいるのか、正社員になっていくのかというようなことについて分析をしました。これを見ますと、例えば学卒年というところを見ていただきますと、マイナス0.02というようなことで、これはどれだけフリーターから脱却していくのか。これが新しい最近年次になればなるほどフリーターからの脱却が難しくなっているというようなこと。逆に言えばフリーターの期間が長期化してきているというようなことをこれは示すということでありまして。

さらに、これを使いましていろいろシミュレーションしてみますと、もう既に日本でもフリーターの中高年化というものが起こってきているというようなことでありまして、30代のフリーターが非常に急速に増えてきているということがあります。かつては10代、20代前半までの話だろうということであったわけではありますが、今は30代前半から後半にこのフリーターが増えてきている。恐らくこのままいきますと、将来、無年金の人たちが引退したフリーターからの引退というのはよくわかりませんが、50代、60代になって無年金の人たちが相当に増えるというようなことは予想されるということがあります。

所得についてはどうなんだろう。これは、フリーターであるその時点においては、もちろん大きな所得格差があります。これはリクルートでも調査しているデータでも、フリーターの年収は110万円程度というようなことが出ておりまして、正社員、この年齢層でも300万程度でしょうから、その時点でも大きな差があるということでありまして、ここではフリーターになってから、例えば5年後、10年後、15年後にどうなっているのか、フリーター経験であったというようなことが、その時点だけではなく、将来どういうふうにハンディキャップを背負っているんだろうかというようなことについて、これもヘックマン推計なんていうことをやっておりますが、それをやっています。

その結果、ここでは男性については26.3%ほど年収に差がある。26.3%というのはフリーターだった経験者が正社員になったとしても、またそこで差があるというような結果が出てきている。要は、大企業に入っていくというようなことは非常に難しいということで、規模間の格差がこういったものに反映してくるということがあります。女性についても32.2%の差がある

というようなことが起こっています。

こういうフリーターであったというようなことが一過性の問題ではなく、その後にも大きな影響を及ぼしてくるんだというようなことから、ではそれが結婚やあるいは出産、こういったものにどういう影響を与えているだろうかというようなことを分析しまして、ここではその推計結果を使ったシミュレーションを行っています。学校を卒業して2年目の時点でフリーターだった人と正社員だった人、ここでは男性を取り上げておりますが、その人が91年以前に卒業した人と92年以降に卒業した人でどういう差があるのだろうか。こういった4つのケースについて行っています。

お配りした資料ですと、モノクロになっておりましてちょっとわかりにくいんですが、こちらのスクリーンを見ていただきますと、赤い線が91年以前に卒業した人たちの未婚の比率です。横軸が年齢でありますから、だんだんに未婚率が下がって、逆に結婚する人が増えているというようなことでありますが、91年以前においては、それほど大きな差がなかったということになるかというふうに思います。

ところが、92年以降につきまして同じシミュレーション結果を使ってみますと、これは点線の方が正規雇用ということで20代後半になってくると大分結婚する人が増えてきますということでもあります。実線の方がフリーター経験者というようなことで、このところが実は余り結婚していないというようなことで、しかも91年以前に比べて差が大きくなってきているというようなことが言えそうだということでもあります。

これをどう解釈するのだろうかということが実は非常に大きな問題で、単純に考えますと、一つはやはり経済的に結婚することがフリーターの場合になかなかできないというような、そういった先ほどの岩澤さんの分析ですと、結婚資金がたまらないよと。それによって起こっている問題ということも考えられるかもしれません。

ただ、もう一つは、やはりここでは実はフリーターだったという人が人生の自由を謳歌するという傾向がもしかしたら強いのかもかもしれない。そのことがまた結婚をしないというような可能性はあるんですが、ただ、私どもはインタビューをこれと並行してやっております、インタビューの結果ですと、やはり資金的に結婚できないというようなことがかなり理由として上げられてくるということでもあります。ですから、フリーターは結婚を希望していないというよりは、希望をしているんだけど、そこに経済的な制約がかかって、それが実は結婚を遅らせているとか、非婚化を招いているというようなことになっているのではないだろうかということが推察されるということです。

これは今まではフリーターだったわけでありますが、もう一つの問題、では正社員の方は安定した雇用、所得が安定しているわけだから結婚しているのかということで、総体的には先ほども見ましたように結婚している人が多い。しかし、そこで起こってくる問題は、今度は時間的な制約がどうも起こっているらしいということであります。これは、年齢階層別に男性について週60時間以上の就業者構成比をとったものであります。これを見ますと、60時間以上、所定内40時間、93年もうつっておりますので、残業時間が20時間以上と。そうすると、5日働いて、1日平均4時間以上残業しているというような人たちになるわけでありますが、これが特に30代、さらには40代で多い。30代において24%ということでありますから、約4人に1人はこれだけ毎日4時間ぐらいは残業しているということになっている。20代の方はまだ少ないわけでありますが、それでは時系列的には上がってきているねというようなことが確認できるのではないかと思います。

これも先ほどの岩澤さんの分析と非常に合致、マッチングしておりまして、一つは、先ほど20代がなぜ結婚しないのかというところで、結婚の資金的な問題というのが挙げられていた。これはまさに蓄積がないわけでありまして結婚できない。あるいは所得が低いというような、給与が低いというような、フリーターもその中かなり含まれているということであります。30代の理由というのは、仕事上、職業上結婚できないということがあったわけでありますが、恐らくそれはこの時間の制約といったところが強いんじゃないだろうか。こういう労働市場の二極分化、片方は労働時間が長くて結婚できない、片方は所得が不安定で結婚できないというようなアンバランスが起こっているというようなことは、これは90年代の一つの問題として取り上げる価値があるんじゃないかというふうに思っています。

ここのところについては、政策の介入の余地が私は多いんじゃないかというふうに思っております、それについてはまた後でお話をさせていただきたいと思っております。

以上です。

林 ありがとうございました。

それでは、佐藤先生、お願いいたします。

佐藤 東京大学社会科学研究所の佐藤です。

これまでの報告された先生方とは別の視点から少し報告させていただければと思います。

「未婚化と結婚情報サービス業の役割」ということで、結婚情報サービス業を取り上げたいと思います。まず結婚情報サービス業をどういうものとしてここで議論しているかということをお話させていただきたいと思っております。念頭に置いているのは、結婚を希望する男女

に出会いの機会を提供する、あるいは結婚にかかわるアドバイスを提供する、そういうものを結婚情報サービス業と考えています。

なぜ未婚化問題を議論するときに、結婚情報サービス業を取り上げるのか。これは岩澤さんの報告とかかわるものです。男女が結婚するためには、両者の間に出会いの機会がないと結婚できないわけです。それでは、戦後、日本ではどういう出会いの機会を経て結婚に至っていたのかということが問題になります。もし未婚化が、出会いの機会のあり方が変わってきたことに、そしてそれも個人の行動よりも、社会の仕組みが変わってきたことに起因するとすれば、新しい出会いの機会をつくることができないと、結婚が増えていくことにはなかなかならないだろうと思います。

岩澤さんの報告で、戦後における出会いを見ると、一つは親戚の紹介あるいは上司の紹介といういわゆる伝統的な見合いというものが高度経済成長期には急速に減ったわけです。その後、どういう出会いの機会が増加したのかというと、職場や仕事での出会いといういわゆる職縁です。例えば、地方から東京に就職にでてくる。そこで勤めた会社で男女が出会い結婚する、これが多かったわけです。もちろん、いつの時代も親戚や上司の紹介とか、職場で出会うのではなく、旅先で出会うとか、あるいはそれ以外に積極的に町に出て行って出会うということはあったわけです。こうした出会いで結婚する人の比率は、今も昔もあまり変わらないというのが岩澤さんのお話だったと思います。つまり、アクティブに自分で出会いの機会を探す人の比率には大きな変化はないわけです。しかし、いわゆるお見合いが減り、さらに職場や仕事での出会いが減ったわけです。その結果、従来であれば職場で出会っていたという人たちにとっては、出会いの機会がなくなったわけです。

もちろん、山田先生の報告では、出会いの機会は今も多いというお話がありました。なぜそう見えるのかということ、いつの時代も積極的に異性とつき合っていた人はいたわけで、そうした人の行動しか見えないからです。この部分を取り上げて、山田先生は、男女の出会いが活発だと言われているのであって、出会いの機会がなくなった人たちは見えないところにいるわけです。ここをどうするのかということが、今日の私のテーマです。ですから、山田先生の話と岩澤さんの話は、矛盾しないと考えています。

つまり、職場で出会える機会がなくなってきたにもかかわらず、それに代わる出会いの機会ができていないという状況がある。これが、個人の行動に起因する問題なのか、それ以外の社会構造の変化に起因することなのか問題になります。

ではなぜ未婚者が多いのか。岩澤さんの報告にありましたが、未婚者の中には結婚したいと

いう人が多いのです。その要因には樋口先生の報告のように、例えば経済的に難しいということもあるでしょう。しかし、結構大きな要因は出会いの機会がないことです。また、出会いの機会はあるけれども、うまく異性とコミュニケーションをとれないという人も少なくない。こうした背景に、構造的な要因があるとすれば、それを解消する仕組みが考えられないのか、これがお話ししたいことです。

先ほど山田先生は、結婚情報サービス業と占いが同居している場所があるとお話されました。ところで、皆さんが会社をリストラされて失業する。こうしたときに占いのところに行くという人があるかもしれませんが、多くの方は、ハローワークや民間の有料職業紹介所に行く。そこで就職機会を探します。自分はこういう能力があるので、こういう仕事をしたいというような相談をするわけですね。そうしたときに、カウンセラーが、あなたであればその仕事よりこの仕事が向きますよとか、あるいはもう少しこういう職業能力をつけないとなかなか仕事は見つかりませんかとか、あるいはあなたが希望する労働条件では再就職は無理ですよとかアドバイスをします。1,000万は無理で800万ならば再就職の可能性があるので。これが人と仕事のマッチングのプロセスです。

他方で、再就職先を探す場合とは異なり、先ほど結婚したいけれども出会える機会がない人たちが、結婚情報サービス業が存在するにもかかわらず、なぜその専門的なサービスを利用しないのか。そうでなくて、たとえば占いに行ってしまうのかということを検討する必要があると思います。潜在的には、結婚情報サービス業が提供する専門的なサービスを必要とする人たちがたくさんいるわけです。これは結婚情報サービス業からすればお客様です。にもかかわらず、その人たちが、結婚サービス業が提供する専門的なサービスを利用することに抵抗を感じているのです。それはなぜなのか。もしこのことがわかれば、新しい出会いの機会の創造に結び付く可能性があるのではないのか。この可能性について少し報告させていただければと思います。

私は未婚化を引き起こしている要因として一番大きいのは、職場社会とか地域社会の構造変化とそれぞれの場における人間関係の変化による部分が大きいと思います。

例えば、昔であれば、職場内の付き合いだけでなく、例えばいろいろなサークル活動など職場以外のつながりが社内にあった。さらに労働組合が組織されているような会社であれば、組合の青年部でスキーに行くというようなつながりもありました。つまり、会社の中で職場以外のさまざまな人とつき合うことができる機会があったわけですが、最近はそのようなものは減少した。職場の上司にしても、ある年齢になればそろそろ結婚したらどうかというようなこと

を部下に言うことも多かったわけです。最近、そうしたことは余計なお節介なことで、上司は、部下のプライバシーに関わることに口出しすべきではないというようになりました。あるいはある年齢になったら、あるいは役職につくのであれば結婚した方が望ましいという規範も弱くなりました。それはそれとして望ましいことだと思いますけれども、いろいろな異性とつき合っている人の中で、上司に相談する機会、そろそろ結婚したらと上司や先輩がアドバイスしてくれる機会もなくなったのです。

ですから、例えば、つき合っている人がいてもなかなか結婚に踏み切れない。先ほど山田先生から「できちゃった婚」に関するお話がありましたけれども、それは結婚に踏み切る一つのきっかけなのです。昔は、親戚や職場の同僚や先輩からいろいろアドバイスを受け、その中で結婚というものを選択していったわけですが、出会いの機会がなくなるだけでなく、そういう結婚にかかるアドバイス、あるいは相談する人たちもなくなっていったという構造的な変化があるのではないかと思います。

未婚化は、社会構造変化の一つの兆候だと考えています。そういう意味で、私は企業にとっても非常に重大なことだと思います。それは未婚化自体が企業にとって重大だということではなく、実は社員の人と人とのつながりのあり方が大きく変化してきたことに関して、企業としてもやはり関心を持つべきだからです。企業の中で、社員同士のつながりが薄くなっていますし、仕事以外の情報共有も減少し、企業外の間人関係もあまりない人が増えている。これは、企業にとっても重大な問題だろうと思います。そういう狭い人間関係しか構築できていない人、あるいは社内での情報共有ができない人が、仕事ができるのかというと、難しいのではないかと思います。

企業として未婚化対策に取り組む必要はないと思いますが、社員の間人関係構築力が弱くなっていることについては危機を持つべきだと考えています。

では、構造的な未婚化要因を取り上げたときに、結婚情報サービス業にはどのような社会的な役割があり得るのか。一つは、異性との出会いの機会がない人に対して、これは本人の責任じゃないのですね、職場や仕事での異性との出会いが少なくなっているわけですから、こういう人々に出会いの機会を提供するというマッチングサービスがあるだろう。

もう一つは、出会いの機会があっても、異性とのコミュニケーションに困難を感じている人、これは今の若い人たちの人となりのつき合い方にも関係するものです。ある程度深くつき合わないで結婚に結び付かないのですが、それがなかなかできない。携帯でしばしば連絡をとっているけれども、じゃあ一歩踏み込んだ議論を友達とできるのかということできなくなっている。

未婚化は、こういう若者の交友関係のあり方にも起因しているのです。

あるいは特定のパートナーがいるにもかかわらずなかなか結婚に踏み切れない。これは結婚規範、ある年齢になったら結婚するというようなもの、役職につく前に結婚する、そういうものが弱くなってきたということにも関係するわけですが、それだけでなく、この人と結婚してもいいのかなどと悩んでいる時に、アドバイスを受けることができる人が周囲にいないわけです。ですから、結婚情報サービス業としては、従来職場の先輩とか上司、あるいは親戚のおじさんおばさんにかわるような、アドバイス機能を提供することが大事なのではないか。つまり、カウンセリングサービスです。

このカウンセリングサービスがどのくらい重要なのかということを示し説明したいと思えます。結婚情報サービス業の場合、結婚を希望して会員となり、出会いの機会を提供してもらったり、カウンセリングサービスを受けるわけです。各社のデータを見せていただきますと、会員同士で結婚する人と同じ程度、会員の方が会員以外の方と結婚しているのです。これはどういうことなのか。結婚相手を探そうと会員になり、いろいろな出会いの機会を紹介してもらい、またいろいろアドバイスを受ける。例えば自分のよさ、魅力というものをどう相手に伝えるのか、相手の話をどう聞くのか、あるいは今まで自分が結婚について抱いていた価値観、こういうものではなかなか結婚できないなど、いろいろなことを学んでいくわけです。そうすると、実は自分の周りに素敵な人がいるとか、あるいは今までつき合っていた人について、結婚を前提としたつき合いができるようになる、多分こういうふうに変化してくることが会員外との結婚が多い背景にあるのだと思います。

その結果、会員同士の結婚している人数と同じ程度、会員以外と結婚している人がでてくることになる。こういう意味で、カウンセリング効果がすごく大きいのです。従来、そういうものは、職場の先輩とか上司とか、あるいは友達から受けることができたと思うのですが、そういうものがなくなってきている。この部分を結婚情報サービス業が専門的なサービス提供することで埋めているのだと思います。

しかし、多くの未婚者にとって、結婚情報サービス業は、敷居が高いのです。たとえば、結婚情報サービス業の会員になって、出会いの機会を経て結婚した人がいるとします。ところが、結婚式などの機会に、結婚情報サービス業に登録して出会いましたと紹介する人はきわめて少ないと思います。ところが、合コンで知り合ったとは言えるのですね。この違いが、この業界の敷居の高さを示しています。

この敷居の高さの背景には、固定的な恋愛観があるのではないのかと思います。つまり、自

分が積極的に女性と出会う機会をつくって恋愛に至る。これが望ましい恋愛だという恋愛観です。だから、合コンでの出会いは、公言できるわけです。異性とつき合う能力があって、その結果として恋愛に至る、そういう出会いのあり方が、望ましい恋愛の姿であって、例えば結婚情報サービス業に登録して紹介してもらって恋愛に至るのは、これはおかしな言い方ですが、恋愛として不純だと。恋愛として質が低いと考えられているのでしょうか。結婚情報サービス業を利用することは、自分には恋愛する能力が欠けているということを公言することに等しいとさえ考えられているようです。

出会いの機会が何であるかということと恋愛は、当然のことですが、別なものです。もちろん昔はお見合いで一度紹介されたら結婚しなきゃいけないという時代もあったと思いますけれども、でもそういう結婚は極端に減っており、見合いも恋愛に至る一つの機会であるわけです。高度経済成長期は、職縁つまり職場結婚が多かったわけですが、この出会いも実は、偶然だったのです。会社の配置施策に基づいて、ある職場に配属される。そして配属先の半径3メートルの中にいた女性と出会い恋愛して、この出会いは必然だと思って結婚したわけです。それと比較して、結婚情報サービス業の会員となり、何千人という異性の中からいろいろなマッチング条件を考慮して出会った人と恋愛し、結婚する場合を取り上げると、どちらの方が望ましい結婚ができる可能性が高いのか、合理的に考えれば後者だろうと思います。

ところが、結婚サービス業を利用することは、自分が恋愛能力に欠けることを表明することになるとの意識がある。また、自分だけじゃなくて、そういう企業に登録している人は、恋愛するだけの魅力のない人が多いとの見方も根強いのです。しかし先ほどお話ししましたように、出会いの機会がないというのはそういうことに原因があるわけではないのです。構造的な要因が出会いの機会を少なくしているのです。例えば、先ほど長時間労働の議論がありましたが、役所の本省なんか深夜もこうこうと明かりがついている。これではなかなか出会いの機会などないです。

そういう人が、結婚サービス業に登録しているのだと思います。従ってこういう固定的な恋愛観を打破するということが大事だと思います。同時に、結婚情報サービス業の社会的な機能に関する認知度の向上が大事です。先ほどリストラされて仕事を失ったら、ハローワークで仕事を探したりするだけでなく、最近では民間の有料職業紹介所から専門的なサービスを受けるということが当たり前になっています。転職と同じように、結婚は大事なライフイベントです。仕事を探す、子育てをする、それに結婚するということは大事なライフイベントです。それらに関して専門的なサービスを利用することが当たり前だとしていくということが大事なのは

ないでしょうか。専門的なサービスを利用することによって出会いの機会を増やすわけです。同時に、自分でもいろいろ出会いの機会をつくるのが大事だと思いますが、それと同時に、専門サービスも活用することの抵抗を少なくすることが必要でしょう。他の専門サービスと同じように、これからは結婚に関しても専門的なサービスを活用しながら、アドバイスを受けながら、出会いに至るといことが当たり前とする状況を作っていくこと、つまり結婚情報サービス業の社会的認知度を高めていくということが大事だと思います。

そのためには、結婚情報サービス業が提供しているサービスがどのようなものなのかということ、ユーザーに理解しやすいようにすることが大事です。例えば、結婚情報サービス業の中でマッチング率をきちっと情報公開している会社は皆無に近いです。最近では病院であれば手術の成功率みたいなものを出すようになっていますが、それに比べて結婚サービス業は大幅に遅れています。またどのような専門サービスを提供しているのか。カウンセラーは専門的な能力を持った人なのか。このような点について、利用者から見えにくいということがあると思います。こうした点の改善が必要だろう。結婚情報サービス業をひとつの専門的なサービス業と位置づけるためには、例えば資金運用であればファイナンシャルプランナーに相談に行くと同じように、結婚についても専門家のアドバイスを受けるといことが当たり前だといような時代を作るために、業界として戦略的な宣伝をするということも大事です。また、この業界の敷居を低くするためには、ライフイベントに関係する他の専門的なサービスとの連携が考えられます。たとえば、キャリアカウンセリング、これについては企業の中にキャリアカウンセラーを置いていろいろ相談できるようにする仕組みになっています。例えば女性では女性に限られませんが、仕事と結婚、仕事と子育ての関係はすごく大事だと思います。仕事の相談であれば、抵抗はないと思うのです。仕事の相談の中で、結婚の相談もできるような仕組みをつくっていく。そういう中で、キャリアカウンセラーがある程度、異性との付き合いや結婚に関しても相談に乗ってあげる、さらに必要であれば結婚に関する専門的なカウンセラーにつながるような異業種間の連携が、結婚情報サービス業に入っていくハードルを下げることにつながるとい思います。

それと、結婚サービス業は、他のサービス業と同じく、利用する前にそのサービスの中身を確認することが難しい。この問題を解決するためには、カウンセラーについての専門的な資格制度をつくることなどが考えられます。結婚の場合は、いろいろな個人情報を企業に出すことになります。個人情報保護がどうなっているのかといような情報を提供することも大事です。

もう一つ、ユーザーの理解といものも大事だと思います。サービス業ですので、結婚情報

サービス業というのは結婚自体を提供するものではない。この点の誤解がまだあるのです。結婚に至るプロセスですとか、専門的なカウンセリングを提供するのですから、登録しても100%結婚できるわけでもない。しかし、過大な期待を持って会員になる人も少なくないのです。

私は岩澤さんの報告にあったような、戦後、やはり出会いの機会のあり方が相当変わってきた。その中で結婚情報サービス業がその一部、全部とは言いません、一部を担い得る可能性があると考えています。もちろんそれだけで未婚化の問題がすべて解決するわけではありません。大事なのは、積極的に新しい出会いの機会 結婚というだけじゃなくて、例えば仕事をしている人であればいろいろな異業種交流の機会をつくるとか、あるいはスポーツクラブに行くとか、あるいは社会人大学に行くとか、いろいろな人的ネットワークを広げていくということが、実は結果として結婚の機会に結び付く可能性を拡大することになります。そういうことがすごく大事だというふうに思います。

どうもありがとうございました。

林 ありがとうございました。

先生方からいろいろな晩婚化・非婚化の要因についてお話があったと思います。

例えば、労働市場の二重構造化、正社員もフリーターも結婚できない問題、あるいは若者の恋愛観の変化、出会いの機会が変わったこと、人と人とのつながり方が変わったこと、あるいは法律上、子供を産むコースというのは限られていて、結局ハードルが高いというようなこと、あるいは母子家庭に万が一なったときのリスクが非常に大きいといったことなど、いろいろな要因が出されたと思います。

時間が限られておりますので、こうした晩婚化・非婚化の要因と、さらに政策対応の余地があるのかどうか。あるとすればどういう政策をとるべきか、あるいはどういう法制面の手当をすべきなのかということについて、まとめて先生方に順番にお話を伺いたいと思います。

まず、岩澤先生、それから吉岡先生、山田先生、樋口先生、そして最後に佐藤先生という順番でお願いしたいと思います。

それでは、岩澤先生、お願いします。

岩澤 政策というところまでちょっといくかわからないんですが、今の先生方のお話を聞きまして、やはり今の晩婚化・非婚化が進んでいる世代というのは、親の経験というのが全く生かせないという世代になるわけですね。普通、家族形成というのはやはり親の経験を生かしながら、その背中を見ながらということだったと思うんですけども、特に特別な事情として、

今の世代というのは親の経験が生かせないのだと思います。

そうなった場合に、私なんかの世代もそうですけれども、まさか自分たちがこんな少子化を引き起こすとだれも思ってなかったと思うんですね。普通に親と同じようなライフコースをたどるんだろうなと思ってきたらこうなっていたと。そういう意味で、やはりなるべく若い時期から、結婚というものを受け身にとるんじゃなくて、やはり積極的に考えていく時代になっているんじゃないかなと思います。山田先生のお話なんかを聞いても、やはり結婚というものが今まではちょっと運命論的なというか、受け身なところがあったんですが、やはりマネジメントといいますか、仕事とかと同じように自分がいつどういう人と出会って、どういう結婚をしていくのかというのを考えるということが必要だと思うんですね。

そのとき、いろいろ今問題になっているのは、結婚したときの、その後どうしたらいいかという情報について、まずネガティブなものがすごく多いというのがあると思います。結婚するとこんなに大変なことになる、あんな大変なことになるとというのがすごく多くて、特にもしマスコミの方がいらっしゃったら、ぜひポジティブなものもお願いしたいと思います。ただ、私がマスコミの方にどうしてネガティブな情報が多いのかと聞いたら、人の幸せな結婚の話は記事にならない、人がうまくいっている話なんて記事にならないと言われたんですが、でもやはり今の時代、こうやってやったらうまくいくよ、結婚生活でただだめになるだけではなくて、だめになっても次にこういうチャンスがあるよとか、今日の吉岡先生のお話でも、今母子家庭とか大変な問題なんですけれども、でも取り組みも進んでいるというのをやはりもうちょっと積極的に、要するに世の中よくなっていっているんだという情報もしっかり言っていたかなと、やはりどんどん今結婚すると損なんだという話になってしまうのではないかなと思いました。

フリーターとそうではない人の問題というのは、やはり別に考えなくてはいけなくて、フリーターとかそういう雇用問題を安定化するという話と、経済的には安定しているんだけどやはり出会いがないとか、ワーク・ライフバランスと最近言われますけれども、仕事と生活とのバランスがとれないという問題がまた別にあると思ひまして、数としては、実はその層というのは結構あると思うんですね。ですから、それに関しては、やはり結婚というものも自然にできるものではなくて、コストがかかるということをしっかり認識して、職場の働き方の中でも、それは個人の問題だから勝手にしろというのではなくて、ワーク・ライフバランスがとれる環境づくりを手助けするというのが大事なのではないかなと思います。

林 ありがとうございます。

それでは、吉岡先生、お願いいたします。

吉岡 先ほどのご報告で政策的法制度上の課題と対応について、かなりもう話してしまったので、まとめのような形でもう一度お話しするようになるかと思うんですけども、2つの方向性がこの問題はあると思います。協議離婚の話、それから養育費の取り立ての問題のところでも申し上げましたように、従来、こういう家庭のこととか、私のことというのは私人間で解決してください、国はそこまでは関与しませんというのが基本的なスタンスだったと思うんです。そういう姿勢が結果的には社会的弱者である母親、子供つまり母子家庭が法的に取り残されてきて、対応が遅れたという部分があったと思うんですが、この私的扶養を強化していくということは、やはり今日の世界の中で限界があるというのははっきりしている。養育費の取り立てにしてもそうなんです、私的にやれることというのは限界があると。その先については、国なり公的な機関が積極的に関与して、立て替えなり取り立てということで、法的な対応を図っていくということが一つあると思います。

それからもう一つは、これは全く正反対に見えるんですけども、今まで結婚に対する法的規制が強くて、法律婚はきちんと法的にも保護される、離婚も容易にはできないと。一定の離婚原因がないと裁判では離婚判決も出ないというふうに保護をされてきたわけですが、事実婚に対しては、社会的にも法律婚外の関係ということで必ずしも認知されていませんでしたし、事実婚から生まれる子供、婚外子についても社会的な差別意識、それから法律上の差別も大きいという状況だったと思います。

事実婚がスウェーデン等で先行しているというのは、離婚のケースなんかを扱っていますと合理的だなというふうに思うんです。離婚のケースを見てみますと、そもそも何でこの人たちは結婚したんだろうと不思議に思うことがあります。結婚以前に人間同士のコミュニケーションがとれない人たちというのが、特に若年離婚の場合は目立つ状況で、まず試験的に同居をして、どういう人かというのをお互いに見きわめた上で結婚に入るというのが、そういう実態を見ていますと合理的に思えます。ですから、そのためには事実婚もそういう結婚の一つのプロセスないしあり方なんだということを認知していく必要がある。

そういう意味では社会的にカップルのあり方というのも多様化しているので、その多様化に見合った、別姓制度もそうだと思いますけれども、法的な規制緩和をしていくと。ですから、この面では国が強く介入するのではなくて、むしろ柔軟な、いろいろな選択肢ができるようにしていくという、そういう両面から法的対応というのは考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

林 ありがとうございます。

それでは、山田先生、お願いいたします。

山田 未婚化・晩婚化の話なんですけれども、問題はそう単純ではなくて、私は文明史的なことまで含めれば、結婚のあり方、労働のあり方、さらには自我のあり方、自分意識のあり方までも多分ここ10年ぐらいで随分大きく変わっている中で起きている出来事だと思っています。例えば、フリーターの増大の中でも、もちろん就職したくてもというのがありますけれども、自分にぴったりとした仕事じゃなければ就いたってしょうがないというようなロジックと、ぴったりとくる人じゃないと結婚したってしょうがないという意識というのは、多分根は一緒になっていると思います。

ただ、政策的に言えば、やはり社会統合という面からマクロ的に考えますと、やはりそういうところから排除されている人、社会的なつながりから、つまり仕事と家族というのが人間にとっての基本的な社会的なつながりですので、そのつながりから排除されている人がどんどん出てきてしまうというのは大変問題があるというふうに思っているの、何だかの対策をしなければいけないとは思っているんですけども、なかなかそこが私にとって難しいと思っています。

佐藤先生がいろいろおっしゃいましたけれども、結局は妥協を妥協と思わずにうまく誘導させるというのは、多分仕事においても、結婚においても必要になってきているんだと思います。例えば、私はバークレーに留学したときにスウィドラーという先生についたんですけども、彼女はアメリカではなかなかそれほど結婚というものが減らないのは、愛情というか恋愛感情に関する感覚がやはり転換したらしいという話をしていったわけです。それは、この人じゃなきゃだめだというような形の愛情から、とにかくつき合って愛情を、別に結婚してからもする前もそうですけれども、とにかくつき合ってみて、愛情が高まって、この人ぐらいだったらうまくいきそうだというような人と親密な関係を深めるのも愛情であるというような意識へと、やはり1980年ぐらいに転換したと。つまり、うまく恋愛に関する考え方の転換と、経済状況に関する転換というものが割とシンクロして起こったんだけれどもというところがあると思うわけです。

ただ、樋口先生が結婚したくてもできないといった場合、やはり2つの側面があって、意識的にできないというか、妥協できないという意味でもできないというのが一つと、あと妥協すらできないというやはり経済状況が非常に大きいと思います。つまり結婚してもまともな生活ができないんだったら、たとえ妥協しようと思っても結婚できないということが増えているん

だと思えます。せめてその部分だけでも2人でまともに生活できるくらいの見通しというものを立てる、これは前回の少子化シンポのところで言った話なんですけれども、最低限必要になってきているんだと思えます。

林 ありがとうございます。

それでは、樋口先生、お願いいたします。

樋口 私は、政策として介入すべきこと、あるいは介入するべきでない、介入してはいけないことというのをやはり線引きをはっきりするべきだろうということをまず申し上げたいと思えます。

少子化対策だからといって、介入していいところといけなところというのは当然あるわけでありまして、してはいけないところというのはやはりプライバシーの問題、あくまでも結婚するかどうか本人の問題であるというようなこと、これは守っていくべきことだろうというふうにまず最初に申し上げたい。

その上で、では政策的に何に介入していくべきかというところではありますが、これは大きく3つあるかなと。一つは結婚のメリットをどういうふうに大きくしていくかというようなことでありまして、これは例えば配偶者控除をもっと大きくすればいいという問題ではないんじゃないかなと実は思っています。むしろ結婚の夢をなぜ若い人たちが持たないんだらうかということを見ていますと、やはり親の姿とか、周りの結婚したカップルを見ているということは間違いないわけでありまして、自分が幸せになれるのかどうか、これを基準に結婚しているかどうかというのは決めていると思うんですね。だとすれば、やはり親の方も、あるいは周りの人たちも、いかに結婚して楽しくなるんだと、あるいは楽しいんだということを楽しめるような社会をどうつくっていくかというのが基本的な問題ではないかというふうに思う。

2番目の大きな論点というのは、結婚のデメリット、あるいは損失、これをいかに小さくしていくかというようなこと。これについては、先ほどからお話がある問題が出てくるんじゃないかというふうに思います。例えば、母子家庭の問題、あるいは事実婚の問題、こういったものに対して法制度がしっかりしてなければ、これはやはりダメージがどうしても大きくなるわけですから、結婚から離婚に移るときとかいうときに、離婚を想定して結婚する人はそう多くはないとは思いますが、やはり何となく不安を感じてしまう。だとすれば、そこをちゃんと政府として法的な不備というものが存在するのであれば、そこを整理していくということは当然必要だろうというふうに思います。あるいは事実婚の問題でいえば、先ほどから指摘されている配偶者控除の問題について、法的に結婚してなければ対象にならないとかというこ

と、これはある意味では非常に難しい問題を含んでいるんですが、そこをどうするのかというのは、やはり議論していくべきことではないかというふうに思います。

さらに今度は、今の配偶者控除の問題もそうですが、こういった問題は税・社会保障と非常に密接に関連しているところであります。それと同時に、企業における配偶者手当の問題をどう考えるのか。実は、例えば従来103万円の壁による税制上の逆転現象というのがありました。これについては、配偶者特別控除という103万円を超えてからの徐々に所得の拡大に応じて控除率が減らされるということで、事実上なくなったわけでありましたが、その一方で、企業の配偶者手当がこれと連動して決められているところが多い。大体1万5,000円から公務員でも2万円が配偶者手当ということで出されるわけでありまして、こういったところについては事実婚は多分適用になっていないというようなこともあるわけで、こういう税・社会保障、あるいは企業の給与・処遇のところにおいて、雇用形態の多様化が進展する中で、それについて中立的という話が出ているんですが、同じようなことが家族形態あるいは暮らしですか、カップルの組み方、そういったものについても損得がないような仕組みをどうつくっていくかということとは重要なポイントになってくるんじゃないかというふうに思います。それが2番目です。

3番目は制約、結婚したいというふうに思ってもできない制約をどう小さくするかということで、今日の私のメインテーマであったんですが、労働市場の二重構造化といったものをどう解消していくか。これについては、よく言われているのはグローバル化が進展し、あるいは競争社会になることによって、企業は人件費の固定費化を回避したい。そのために非正社員を増やしているんだというような話が出てきます。これは事実だろうというふうに思います。

しかし、法的に問題がないんだろうかということを考えてみると、法整備のところについてもいろいろ問題が私は存在しているんじゃないかというふうに思っております。特に90年代に入って、規制緩和というようなことが進展してきた。その中で、例えば労働法関連で言うとどこを改正したんだろうかということと考えますと、一つは労働基準法における有期雇用の1年から3年への延長、さらには労働者派遣法について職種の拡大と、やはり1年から3年延長。こう見ていきますと、規制改革の中でやったのが、どうも手のつけやすいところから改革をしてきたのかなと。あるいは反対勢力の弱いところからやってきたのかなというようなことがあります。法制度上、それがどうもゆがみをもたらしているんじゃないかというような気がします。

これはOECDのレポートなどというのを見ても、OECDは従来から規制緩和をすることによって雇用機会を増やしてくれていたという論調を張ってきたわけですが、このところに

来て、規制緩和にも緩和の具体的な進め方によって結果が思わぬところに行ってしまうという問題を提起しています。それによってバランスが崩れてしまうというようなことが出てきているわけでありまして、このバランスをどうとっていくのか。特に今の例で言えば正社員と非正社員の間でのバランスの問題というのが大きなテーマになってくるんじゃないかと思います。

正社員については、ほとんどこれまでのところ規制緩和は手がつけられてこなかった。あるいは、同時に今度は本来、規制改革だって緩和じゃないわけでありまして、そこでは処遇の均等化、均衡化の問題というのがどこの国でも出てきているわけですが、日本ではその点は、ほとんど法的には担保されていないというようなところがある。こういう形での規制緩和の進め方という問題についても、ある意味では企業の非正社員を増やしていくということに加担しているところがあるんじゃないかというふうに思っておりまして、この点はぜひ議論していただきたい。結婚の問題とはちょっと遠い話かもしれませんが、このところは、私は究極的に先ほど申しました時間制約の強い人と所得制約の強い人というような、ある意味でワークライフバランスが達成されないというような状況を持ってきているわけです。

そのところはやはり社会の活力、今後の少子高齢化のもとにおける人口減少社会、これを考えていっても、やはり必要な社会的なインフラストラクチャーなんだろうというふうに思っています。そのところは政策の介入が大きいのではないかとこのように思っています。

以上です。

林 ありがとうございます。

それでは、佐藤先生、お願いします。

佐藤 結婚に関する政府の政策について言えば、基本的には個人の選択ということですので、直接的な介入は避けるべきだと思います。ただ、出会いの機会が、構造的に減っているとすれば、そこを埋めることができる環境づくりに政府が政策的に関与する余地はあると思います。

1つは、山田先生が言われたように、やはり恋愛についての考え方を変えるということが大事だと思っています。これは妥協することではなく、これまでが幻想だったのでないのか。従来の恋愛が幻想で、たとえば、仕事に引きつけられ、天職が見つかるまで仕事探しを続けることは無理です。皆さんも就職するときはこんな仕事と思っていたけれども、10年勤めたら自分に向いているなとか感じるようになる。大体こういうものです。結婚も、すぐ結婚しろというつもりはありませんが、ある基準を満たしたら、結婚してからさらに愛情を育てるということでもいいのだと思います。

ただ、そのためには林先生が言われたように、結婚と離婚のハードルを見直していくという

ことを同時に進めていくということが大事だと思います。それは別に安易な結婚、離婚を進めるという意味ではありません。

あと2番目は、未婚化の背景には、人と人とのつき合い方、人間関係構築力、コミュニケーション能力が落ちてきている問題があると思います。家庭、学校、企業の中で人間関係構築力なり、コミュニケーション能力を高めるようなバックアップが必要だと思います。いろいろな人間関係をつくっていく、その結果として、異性とも出会え、結婚できることが大事だと思います。今日は、自治体の方もいらっしゃるので、自治体としてもやるべきことがあると思います。旧来型のお見合い事業ではなく、例えば、県であれば県立高校の同窓会費を出すのです。例えば、25歳とか30歳に同窓会を開くことを奨励する。例えば高校だと、地元就職した人、高校を出て就職してから事業を自分で始めた人もいれば、大学に進んで東京で就職した人など多様なキャリアの人が一堂に会することができる。そこにはいろいろな学歴、いろいろな仕事を持っている人がいる。そうすると、大卒の女性、高卒の男性もいる。そうすると学歴や仕事に関係なく、高校のときの仲間として多様な人がつき合える機会となる。こういう機会をつくっていくということがすごく大事です。そのことが結婚だけじゃなくて、例えばUターンしたいという人がいる、あるいはうちの会社は経営が危ないので転職したいといったときに、地元で企業を営んでいる友人に転職を依頼することができる。

ですから、いろいろな多様な人間関係をつくっていくことは、別に結婚だけじゃなくて、これからの雇用機会や転職機会を確保するときにもすごく有効です。いろいろな人たちが出会える機会、その一つが同窓会です。

最後に、先ほど結婚情報サービス業の社会的な認知度や社会的な評価を高めることに関してお話をしましたけれども、その中で大事なものは、出会いと言ったときに、結婚を前提とした出会いと、そうじゃない出会い。これがすべて悪いとは言いませんが、いろいろな出会いをアレンジする仕組みが増えています。とりわけインターネット上の出会い系サイトです。利用者からすると、結婚情報サービス業とそうしたサービスの区別がわかりにくいのです。それぞれのサービスがどういうもので、どういうリスクがあるのかということをしちっと利用者からわかるようにしていくということが、実はこの業界の社会認知を高める上で不可欠になっていると思います。この点に関して政策的な対応があり得るのではないかというふうに思います。

以上です。

林 ありがとうございます。

それでは、せっかくの機会でございますので、ここでフロアの皆様からご質問をお受けした

いと思います。

ご質問のある方は手を挙げていただければこちらから指名いたします。マイクを持って参りますので、差し支えなければお名前とご所属をおっしゃっていただき、その後、どなたに質問されたいかおっしゃってご質問いただければと思います。

それでは、どなたからでもどうぞ。

聴衆A 佐藤先生のお話に変な共感しております、やはり出会いがないことというのが、結婚したいけどできない人にはとても重要なことだと思っています。また、結婚情報サービス産業の健全化と、あとはさっきの職縁みたいなところで企業の側が男ばかりの会社とか女ばかりの職場とかを解消するという2つの点が、一番身近でできることとしてあると思います。

今、政策的な対応で、やはり私も一般的に考えて結婚情報サービス産業といったときにえって思っちゃう部分があって、それはやっぱり何か不透明だなということとか、お金とられるんじゃないかなとか、何か買わされるのかなとか、ちょっとそういう印象があるのは否めないと思うんですね。思い切って、そこを民業を圧迫しない程度に国が、もしくは自治体が介入することってできないのかなとちょっと思っていて、それは業法をつくることなのか、もしくは例えば内閣府主催の結婚カウンセリングとかってだめなのかなと思うのですが、何かお考えがあったらお聞かせいただきたいと思うのですが。

林 それでは、佐藤先生、お願いいたします。

佐藤 国が直接、例えばシンガポールには、よく知りませんが、国営の結婚相談紹介所があるようですけれども、これは避けるべきだと思っています。利用者の抵抗感を高めるだけで、ますます結婚情報サービス業についてのイメージダウンを引き起こすと思っています。

ただ、やれることはあるだろうと思います。先ほど、結婚サービス業への不信感があるというお話でしたが、業界団体として認定制度みたいなものを作ることが大事だと思います。こういう基準を満たした企業を認定しますとか、どういうサービスに対する価格か、途中で解約するときの条件とか、専門サービスを提供できるカウンセラーがいるかどうかとか、資格認定が必要だと思いますが、そういうサービスの質を担保するような仕組みというものをつくっていくということを行政がサポートして、業界が自主ルールのやっていくというのがあるだろうと思います。

林 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

聴衆B 幾つかお伺いしたいと思います。まず、樋口先生にお伺いします。

このデータの中の図表3にバブル崩壊後目立つフリーターという、この表は初めて数値化されたような表で大変興味深いんですけども、ちょっと読み方がもうひとつわかりにくいので、補足的な説明をお願いしたいと。この左の縦軸の1から0.1にずっと入ってきますけれども、これは絶対値としてこのくらい減っているという意味でとらえていいのかどうか。

それからもう一つは、バブル崩壊で分けていますけれども、97年の金融危機前後の前と後でフリーターの数も飛躍的に違ってきています。この辺のとらえたものはないのかと。

それから、同じく樋口先生に3点目で、メリット・デメリットの話が出ました。夢とか控除の話が出たんですけども、経済的な問題について触れられていないのはどうしてでしょうか。つまり配偶者控除の問題ではないというふうにおっしゃられたんですけども、結婚したら経済的にデメリットになるという点についての言及をお願いしたいと。

それから、これは林さんが弁護士の方、吉岡さん、どちらでもいいと思うんですけども、婚外子の話ですね。諸外国との比較で、日本の婚外子は差別があるというようなことでおっしゃられているんですけども、諸外国、私が知っているのはスウェーデンぐらいしかございませんが、スウェーデンでも差別はあります。これは相続権についての差別ですね。区別というか、差別というか。その辺フランスではどうなっているのか。今のお話では、企業の家族手当と配偶者控除のことをおっしゃっていましたが、それ以外にどういう差別があるのかということと、それからこれは林さんの方ですけども、グラフの中で同棲が広がると婚外子も増加というのは、これは当たり前前の話でして、つまり出生率との関連がどうなっているのかと。つまり、婚外子が増えたけれども、いわゆる婚内子が減っていればこれは同じことであって、その辺の、つまりスウェーデンやフランスが増えているのは事実としてありますけれども、出生率が増えているのは事実ですけども、婚外子の増加がそれをもたらしたのかどうか、その辺を見ないとこのグラフだけでは非常に誤解を生みやすいのではないかと思います。

以上です。

林 それでは、樋口先生、お願いいたします。

樋口 図表の3の説明からいきます。

縦軸は未婚者として残っている人たちの比率を示しています。ですから、1ということは100%、23歳ですと97か98でしょうか、2%が結婚していると。残りの97%は未婚のままですという形ですね。それが、ですから横軸、年齢になっていますから、未婚のままの人が減っていく要素を示しているということになるかというふうに思います。92年と91年以前で大きく変わってきているという、私の主張はそのままです。

97年前後というのは、確かに労働市場にとっては非常に大きな、私はターニングポイントになったなというふうに思っています。不良債権の問題を含めて、97年から急速に失業率も上がり、また男女別の失業率の水準が逆転すると。従来、男性の方が失業率が低かったわけですが、97年からは女性の方が高くなってきている。この要因というのは、多分産業構造が大きく変わった。従来の男性中心の建設業ですとか製造業が雇用を減らす。その一方で、サービス業、特に医療であるとか介護であるとか、そういったところで雇用が作り出されていくというような労働事業側の大きな変化が起こった。その結果がそういう変化だろうと。

問題は、97年からまだわずか7年しかたっていないので、当時卒業した人、97年以降に卒業した人の数が少ないわけです。少ないためにこういった分析にまだ耐えられないというようなところで、ここでは92年の前と後というふうに分けています。

ただ、シミュレーションとしては推計ですので、何年に卒業したというのを変数で入れられますのでやっていますが、そこについては、今回は出していません。やることは可能ですが、安定性がないんじゃないかなというふうに思っているということです。

もう1点、結婚のデメリットについて経済的にどう考えるかというようなご質問であったわけですが、この点については、従来はなぜ結婚するのかというのは、男性一人、女性一人が別々に暮らしているよりは、共同生活することによって、分業のメリットをか勝ち取ることができるんだと。これが性別、役割分担につながっていきますというようなことだったわけですね。

ところが、これが先ほどの産業構造の転換もあるんですが、例えば、女性の場合には、家庭責任を負っていく、男は外で稼いでというような、そういった分担になってきたわけですが、まず産業構造もそれを許さなくなっている、あるいは経済環境もこういった片働きの世界というものを許さないで、共働きにならなければ生活費を確保することができないという問題がある。にもかかわらず、多くの女性の場合、特に子供を出産した後については、フルタイムとして働く分には労働時間が長過ぎるという制約が強いためにパートタイマーとして就業者が圧倒的に多い。にもかかわらず、パートと、それとフルタイムの所得格差、給与格差が大きいために、結局は時間の制約といったものが大きく経済的に格差を生み出すというような社会に日本はなっているんじゃないでしょうかというふうに思う。それが、この結婚に伴う経済的なデメリットとして起こってきているんじゃないかというふうに私は思っております。

ですから、本当の意味で、結婚して両立支援、仕事も続けるというようなことができるような、そういう選択肢が用意されているのかどうかというようなことは、基本的な問題になって

くるんじゃないかと思うんですね。子供を育てるとすればそれはパートですよとかというような、その制約というものをどう解決していくのかということがこの問題にもかかってくるんじゃないでしょうかということです。

林 ありがとうございます。

それでは、吉岡先生、いかがでしょうか。

吉岡 林さんの方からまた補足していただけたらと思いますが、諸外国の婚外子の法制がどうなっているのかというご質問で、私はスウェーデンに差別があるというふうに認識していなかったもので、むしろスウェーデンも含めて、いわゆる先進諸国と言われている国々は婚外子差別を撤廃しているというふうに理解していたものですから、違っていればまた教えていただきたいんですけども、要は国連の方で子どもの権利条約、国際人権規約等の諸条約で子供を婚外子か婚内子で差別してはいけないということが規定されて以来、国際的に差別撤廃の方向で取り組みがなされているという状況があります。日本にも93年以降、何度も日本政府に対して国連から勧告がされておりますし、今日ちょっとデータを持っていないもので詳しく申し上げられないんですが、国によってはカナダ等、そもそも婚内子、婚外子という呼び方の区別自体も廃止していくという方向にあるというふうに私は理解しております。

それから、日本で今どういう法制度上の差別があるかということなんですが、民法の相続分差別以外に、かつては住民票の続柄欄が婚外子については「子」というふうに記載されて、婚内子については「長男」「長女」というように記載されるという差別があったんですが、これは裁判をきっかけに撤廃されまして、児童扶養手当上の差別も裁判を契機として撤廃されたという状況ですので、法制度上はっきり残っている差別としては、民法の差別が一番大きいものだと思います。戸籍についても、昨年、規則が改正されまして、婚外子、婚内子も含めて「長男」「長女」という記載に統一されたということがありますので、民法の相続分差別以外は徐々に差別が撤廃されている方向にはあります。

ただ、私も戸籍の差別の裁判にかかりましたときに、多くの婚外子の方々に社会的にどういふ差別を受けたかという陳述書を出していただいたんですが、目に見える形ではっきり表立ってはわからないんですけども、現在も結婚、就職等いろいろな社会の場面で差別を受けたという当事者の方の報告は、いまだに多々あります。ですから、社会の実態としても差別意識、現在の差別は根強くあるというふうに考えております。

林 ありがとうございます。

私の方から若干補足をさせていただきたいと思います。

婚外子の割合と出生率の関係ですが、国際的に見ますと、概して婚外子の割合の高い国は出生率が高いという傾向が見られるということがあります。例えば、フランス、スウェーデンもそうですし、あるいはイギリスなども婚外子の割合が高く、4割ぐらいですね。他方、例えば出生率の低いイタリアは婚外子が1割程度です。ということで、概してということですが、そういう傾向は見られます。ただ、別にそれが因果関係によるものだというわけではありません。つまり、婚外子が増えれば増えるほど出生率が上がるということではないです。

例えば、フランスですけれども、フランスは、1970年代ぐらいからずっと合計特殊出生率は2から1.6ぐらいの間を行ったり来たりして、かなり先進国の中では高い水準の出生率を維持している国ですけれども、出生率は余り変わらない中で婚外子の割合が低い水準から今の4割という水準まで上がってきました。つまり、婚外子が増えたから出生率が上がったというよりは、出生率は一定の中で婚内子と婚外子の割合が変わってきたということであります。

ちなみにフランスに関していいますと、1968年に5月革命という大学紛争をきっかけとした動乱を契機に、若者を中心に人々の考え方や意識が大きく変わってきたということがあります。それまでフランスでは嫡出子と非嫡出子の間には差別があったんですけれども、1970年代に父や母との関係においては同等の取り扱いということになりまして、相続に関しても、つい最近まで差別があったんですけれども、それもなくなっております。

ただ、強調しておきたいのは、婚外子割合が上がったから出生率が上がるという関係ではなく、むしろ出生率が一定の中で婚外子の割合が高まってきたということが一つと、もう一つ私がこれで強調したかったのは、そもそも早くから男女がカップル関係をつくって一緒に暮らしている、そのタイミングが日本と全然違うのではないかとということです。彼らの考え方の中では、その間に子供が生まれるということは必ずしも結婚のきっかけになっておらず、それは彼らの考え方に基づくところだろうと思いますけれども、やはり法的なこともあるということだろうと思います。

重要なことは、やはり人生80年時代と人生が長くなり、人生50年時代と違って、夫婦が子供が巣立った後、一緒に2人だけで過ごす期間が非常に長くなっていますが、そうしますと、当然、配偶者を選ぶのに対しても、やはり慎重になるという面も否定できないわけであります。他方で、男と女というのは一緒に暮らしてみないとわからないというところもありまして、そういう中でフランスの人やスウェーデンの人は、とりあえず一緒に暮らしてみるということで一つの対応をしている、現実的な考え方としてそれが合理性があるとしてやっているのではないかとこのように考えられます。ですので、彼らなりの人生80年時代の結婚に対する現実的な

対応の仕方なんではないかというふうに私は考えております。

樋口 ちょっと一つだけ言い忘れたので、重要なのはマクロ経済のバランスが非常に重要だということだけは申し上げたいというふうに思います。やっぱり成長がなければ、これは必ず奪い合いになるというところがありまして、この少子化の問題にも僕は90年代、なぜこれだけ少子化が進展してきているかということについては大きな影響があるというふうに思っていますので、ぜひその点は研究所でも。

林 実はスウェーデンでも1990年ごろにバブルが崩壊いたしまして、その後、若年の失業率が上がって、出生率も下がったという時期がありました。90年代後半以降、また景気が回復してきて、出生率も、それから若年雇用も回復しているということがございます。やはり経済と出生率の関係というのも大変関係の深いものではないかと私も思います。

樋口 90年代のフランスの出生率の上昇もやっぱり雇用の安定です。若者の雇用の安定といったものが基本的に大きな影響をしているということです。

山田 よろしいですか。

それにつけ加えさせていただくならば、それはいわゆる悪循環過程でもあるということだと思います。つまり、パラサイト・シングルの方は、親と同居しているので消費がなかなか増えない。親の方も子供がいつ出て行くか、出て行かないかわからないので、自分たちで消費のしようがないという現実があるわけですよ。つまり予測が立てられないわけですね。そういう面もあるので、いわゆる少子化、未婚化というのと若者の固定化、雇用の不安定化とマクロ経済の状況というのが今悪循環過程にあるというふうに思いますので、一番直しやすいのは、やはり若者の雇用が安定して、見通しを立てさせることによって、子供を増やし、消費を増やし、親も気軽に消費できるようになるという好循環ができるのではないかと考えています。多分、樋口先生も同じ考えだと思います。

林 ほかにご質問いかがでしょうか。

聴衆C こういう議論を聞いていてよく思うんですけども、結局、そもそも家庭生活とは一体何か、結婚とは何かとか、そういうところの本質的な考え方というものをきちんと考えた上での位置づけが重要だと思います。

また、女性で結婚生活を立派にやっぴらっしゃる方というのはたくさんいらっしゃると思うんですけど、そういう方たちがどういうふうに自分を判断し、どう苦労を乗り越えてきたとか、それを後に続いてほしいと思うならば後輩たちに開示するとか、そういうことをもっとやっていいのではないのでしょうか。

自分たちの同世代、あるいは同性たちがどういうふうにいるのかなというのは非常に大きな参考事例になるし、先ほどの言葉ですと、背中を押してくれる力になると思うんですね。そういう意味の動きというのが私はもっと必要なんじゃないかなと思います。それから先ほど佐藤教授がおっしゃった結婚サービス業のところに加入して、あれがカウンセリング効果が非常に大きいというのは、私は全く、初めて知りましたが、考えてみたらすばらしいことだなと思うんですね。こういうものはさらに伸ばしてあげようとかという考え方も必要だと思うんですけど、いかがでしょうか。

岩澤 確かに結婚されている方の話ということで、今まではやはりいかにセカンドシフトといえますか、結婚して働いていると家事までやらなくちゃいけなくて、大変だという話を聞くことがやっぱり多かったと思うんですね。1960年代生まれの層はそういう葛藤の世代だったと思うんですけども、それ以降は少しずつ変わってきていて、例えば今は男性の育児というものが少し積極的にとらえられるようになったりとか、そういう中でパートナーとやっていくことで、むしろ結婚が負担ばかりではなくていいという話もちろちら私なんかは聞こえてきているんですけども、まだ不十分でしょうかね。

聴衆C 若干、最近、日経新聞なんかを見ていると、子育てというのはすばらしいよとかというのがちょこちょこ出だしている。これはちょっと変わってきたかなという気がします。

岩澤 そういう意味では少しずつ変わってきていると思いますし、番組をつくっている方の話を聞いても、やはり今までのだめだ、だめだという話だけじゃもう済まない、そういういい面を出していこうと話になっているみたいなので、傾向としてはそっちの方に向いていると思いますけれども。

林 佐藤先生、いかがですか。

佐藤 言われたことは間違っていないと思うんですけども、今回のシンポジウムではそれ自体がテーマではなかったと思います。そうした企画はすごく大事だと思います。新聞もそういうのをやっていただきたいと思いますが、それは別の企画だろうと思います。我々は研究者としてこの問題をどう理解し、どういう政策的議論があるかということが今日のテーマだと思います。

あともう一つ、結婚情報サービス業のカウンセリング機能については、業界はもっと宣伝した方がいいというご指摘はそのとおりだと思います。

林 ありがとうございます。

それでは、予定の時間も過ぎましたので、本日のフォーラムはここまでにいたしたいと思い

ます。

今日の議論で、この晩婚化・非婚化というのは非常に大きな問題で、社会、経済、あるいは法制度、いろいろなことにかかわる問題で、まさに我々の結婚観、あるいは家族観を問われる大変大きな問題だと思いました。また、今日いろいろいただきました政策的なヒントやアイデアを大事にして、今後の私どもの政策立案に活かしてまいりたいと思います。

本日は先生方、どうもありがとうございました。

先生方に大きな拍手をお願いいたします。（拍手）